

確認を受けなければならない、という第一項以下四項までは不要ではないか、こうすることをあらためて伺つてみたいと思います。と申しますのは、この第八条によつて、通商産業大臣の確認を受けた工場でなければ製造してはならないということを法律できめてありますから、その製造設備の検査を受けて合格した工場でない工場、統制時代の言葉で申しますならば、一種のやみの工場で——簡単なやみ商売ができるような品物ならば別であります、飛行機というような五百万ビースから七、八百万というビースを寄せ集めてつくるという複雑な装置で、非常に値段の高いものをつくる、こういうことが一種のやみ工場みたいな、通商産業大臣から確認を受けてない工場でつくり得ることがあると思われるのでしょうか。この点についてお伺い申し上げてみたいのであります。

考えますと、全然必要な条文であります。特にこのことを申し上げますのは、この問題については、きのうもしげらは繰返して申しましたのですが、私は、この問題について、さういふ立場から、どうか論をいたしておることをきのうも再々申し上げたのであります。そのつまゝ申し上げておきますから、どうか、あるべきかという公正な立場から、ひとつ空海闊なお氣持で率直にお答え願いたいと思います。

今申しましたことは、なぜそういうことを申しますかといふと、航空法の第三章、航空機の安全性といふ第十一条以下第二十一条までにおきまして、耐空証明、型式証明、耐空証明の有効期間、耐空証明の失効、修理改造検査、予備品証明、発動機等の整備、航空機器の整備または改修、指定無線通信機器命令への委任等におきまして、でき上った航空機または修理整備した航空機については、絶対に守らなければならぬ規定となつておるところの、国際民間航空条約の中心として定められてある安全性を確保するため、耐空証明をすることになつております。この耐空証明のための厳重な検査、試験飛行等を行うのであります。また発動機、プロペラ、無線通信機器等につきましても、航空局長官の検査による合格の結果をまたなければ、これを使えない、こういうことに相なつておるのではありません。そういたしますと、航空機製造法第八条が不要であることは、昨日も質問を申し上げ、また詳細なる御答弁を伺つたのであります。あらためてただいま申し上げた、航空法第

三章航空機の安全性の第十条以下第一
十一条までの規定によりまして、航空
機製造法第八条、第十条、第十二条、
第十三条、すなわち製造の確認、修理
の確認、製造証明、使用の制限等は、
全然航空法に定めたところのものと重
複をいたすものでありますて、これは
不要なものだ、こう思うのであります
が、この点についての御見解を承りた
いのであります。

○高橋國務大臣 航空機の生産が通産
省の所管であります以上は、航空機が工
場ででき上りまして、その耐空証明書
はむろん運輸省でやるのであります
が、通産省としては、各種の検査をして、
製造が完全にでき上ったというた
めに生産証明をつけることにしておる
のであります。また将来日本の工場で
航空機をつくりまして、国内で使用され
ない場合もできて来ると思うのであり
ます。そういう点を考えて、生産が
通産省の所管である限りは、こうい
う証明をつける方がよろしいと考えるの
であります。

○尾崎(末)委員 ただいまの御答弁の
中に、いわゆる通産省が航空機製造に
関する行政を行つておる、そこでこうい
う航空機が完全にでき上つた、こうい
うことを証明する必要があるといふ
御答弁の、前段の方の一点であります
。これはさつき申し上げましたよう
に、でき上つた航空機を使う場合にお
きましては、その耐空証明をなすため
に十分な検査を運輸大臣の方において
なし、特に試験飛行等をなし、そうし
て耐空証明を出すのですから、
完全にでき上つたといふその証明を必
要としない。ということは、いわゆる生
産設施におきまして、そういう飛行機

をつくるには、どういう施設が必要であるか、どういう方法が必要であるか、いう、工場の管理に対する証明または生産技術に関する検査等の規定が、上分にてきておるのでありますから、ここでなければつくれない航空機であります。そこでつくった航空機について、輸大臣の責任において、嚴重な検査を行います。そこでつくりましたから、これに対する証明、安全性についての責任の帰一をして、通産省が完全にでき上つたふうに、輸送大臣の責任において、嚴重な検査を行います。そこでつくりましたから、これに対する証明、安全性についての責任の帰一をして、通産大臣にあるのかわからない、こうしたことになつてしまふ。それがあるから、これを申しておるのであります。これが一つ。

それからあとの第二点の方の御質問は、日本での航空機工場でつくつた飛行機であつても、日本で使わないで、外国にこれを輸出して、外国で使わぬ場合もある。こうしたことあります。ですが、おそらくこれは、外国に輸出する場合といえども、やはり運輸大臣の責任においてその耐空証明なり、あるいは安全性の検査というものはなさるべきである、こう思ひます。が、この二点につきまして、重ねて大臣の御答弁並びに機械局長の御答弁を伺いたいのであります。

では実際に航空機を飛ばして、その空性を検査される、こういうことになりますて、通産省のいたしまする検査なりあるいは製造の確認というものは、お話を通り第六条で生産設備等についての検査をやるわけでございまして、が、その通りに行われておるかどうか、ということを確認いたしますて、確実に輸出する場合の問題は、その場合空証明が必要であるかどうか、私の立場からいへば、もわからぬのであります。が、通産省もわからぬのであります。しかし、もわからぬのであります。つまり、同じように製造の確認をいたすつもりであります。

しては、昨日政務次官とも質疑を重ねたのであります。が、去る四月二十六日の閣議において決定せられました事項の第三におきまして、生産過程における検査については、イ、生産技術検査は通産大臣の所管とし、ロ、安全性検査は運輸大臣の所管とする、このいわゆる生産技術検査といふものはどういうものかということを、きのう本問政務次官にも御質問申し上げ、過日は本委員会において、この問題に責任をもつてタツチセせられた野田行政管理庁長官にも御出席を願つて、質問を申し上げてみたのであります。これはいわゆるどういう工場ができるか、どういう設備のものがあるか、どういう航空機をつくるせるのか、そういうことに対するところの検査であつて、安全性に関する事柄は通産省の役人といえども、ことごとく運輸大臣が指揮監督をすることができる、こういう答弁をいただきておるのであります。その速記録はありますけれども、読み上げる煩を避けます。でありますから、さつき申し上げますように、このいわゆる航空機製造法の第八条、第十条、第十二条、第十三条は、このことにマツチしておるかどうか、背反しておるのではないか、こういう質問を申し上げるのであります。重ねて御答弁を伺いたい。

す。それに反しまして、通産省が技術上のいろいろな基準を決定いたすわけですが、ございまするが、これは御指摘にもありましたように、まず飛行機を生産いたします工場の設備、製造方法といふかかるわけでございます。その飛行機が、検査を受けました設備及び方法、すなわち製造工程を経て、通産省が決定をいたしました技術上の基準に合つてつくられておるかどうかということを検査をいたすわけであります。そうしませんと、生産を担当いたします通産省は、良質、良性能、しかも均一な生産を確保して、航空生産の技術向上して参りたいという考え方を持つておりますから、おのずからその性格が觀念的にも違うのではないかと思ひますが、御説のように、実際の問題に入ります場合には、通産省が決定をいたしておりますする技術上の基準なり、あるいは生産工程を経てつくられれば、それだけ製品が信頼性の持てるいいものができるということに相なるわけでござりますから、両々相まって、航空機の要求せられる性格であります安全が確保せられるものと、こういうふうに考えておる次第でございますから、航空機の性格に基きまして、これは当然やるべきものと考えておる次第でござります。

たは部品等の製造の確認であるとか、あるいは安全性の検査に混同するような検査をなすとかいうようなやり方ではなくて、助長政策と申しますか、ただいま御答弁になつたような目的を達するためには他にその方法がなければならぬ、こう思うので、その点につきましては最後にこの航空機製造法の目的並びに昨日伺いましたこの法案の説明の中にあるところの具体的な問題をもつて御質問申し上げたいと存じますので、今の質問はこの程度でおきまして、関連をいたしまして次に移ります。

次に航空機製造法第十五条第十六条は、航空工場検査官及び航空工場検査員の規定であります。ところが昨日から御質問申し上げておりますように、航空機に関する限りは通産省の方では航空機製造の工場及び生産技術及び生産の方法等に関する行政を所管せらるるのでありますから、航空機の安全に関するような検査確認等に関する事柄は不要だ、こう思うのであります。でありますからこの第五章の第十五条第十六条の検査官及び検査員に関する制度は存在の理由がない、こう思われるのであります。もしまだどうしても先ほど御答弁の御趣旨の中にもありましたように、できるだけ正確なりつけばな航空機をつくるるために検査官制度を置かなければならぬ、これが必要とする、こういうのでありますならば、安全検査は運輸省航空庁の所管なのでありますから、運輸大臣は通常産業省の職員といえども指揮監督することができることになつておるのでありますから、検査官及び検査員に関する制度はむしろ航空法の中に規定す

べきものである、こういうふうに思われるのであります、この点についての御所見を承りたい。

○本間政府委員 お答えを申し上げたいと存じます。先ほども申し上げましたように、航空機の性格に基きまして良質高性能のものをどうしてもつくらなければならぬわけでござりますから、その航空機がどういう製造工程を経てどういう検査方法を経てつくられたかということを確認をいたしまして、それをありますまで記載をいたしましたものが確認書でございます。從いまして航空機の基本的な性格にかんがみましてもこれは絶対必要なりと私は考へる所であります。御承知のように原則といたしまして生産は通産省が担当をいたすわけでござりますが、工場とは実際に非常な密接な関係に立つわけでございます。従いまして御説のように工場に対しまして二重監督のいふべきの問題からそういう問題の起らないようにならしめるために、生産を担当いたしております通産省の職員に、ただいま申し上げましたような製造工程等をわち検査の方針がどのよくなふに行われておるかとおきたいと思います。この問題に関しましては御答

弁がありませんでしたが、しかし重大な問題でありますから重ねてはつきりいたしておきたいと思いますのは、過日当員会にこの問題にタッチせられた行政管理庁長官の野田国務大臣においても願つたときの答弁の速記録であります。「安全性検査は、これは製造過程においてなされるのであります。」南川「この過程において検査される場合においては、安全性という点から疑問のある点は十分チェックされなければならぬ、これは運輸大臣の所管にした私どもの主たる目的なんであります。」南川「そういうふうに御質問になつております。そうしてさつき私が御質問申し上げた趣旨のことを一応肯定なさつておる、ありますからこれをつくるときの当初において責任のあられる方から御答弁なさつてある、そこで私は念のためくどいようであります。が重ねてこの点御質問申し上げたわけであります。今のその点はあとの他の委員からも御質問があるからどうしても大臣にお伺い申し上げておかなければならない点を一、二質疑いたします。

てみまして、この航空機工業の健全な発達に資するという積極的に何らの規定も方法も立てられてないのであります。従いましてこの目的から見ると、は、この全体の航空機製造法案といふものは、これはほとんど目的に沿わないものだ、こういうような感じを持つのであります。が、この点について大臣の御所見を伺つておきたいと思うのであります。

○本問題を解くお答え申し上げます。御説はご心もつともだと思ひます。御説によると航空機工業は半島に集中

大きな資金と設備とを要するのでありますから、従いまして設備におきましても資金におきましても相当巨大なものが必要とするわけでござります。でございますが、何しろ終戦当時御承知のような関係で日本の航空機工業は解体をせられているわけでございまして、今いろいろな業界に意欲はござりまするけれども、今すぐただちに生産に入れるという段階には来ておらないわけでございます。その点は御了解いただけだと思います。その点は御了解いただけだと思います。従いましてさしあたり考えておりますことは、航空事業の設備を要しまするいろいろな機械などは相当輸入をしなければならぬと思ひますが、これらの輸入機械に対しましては免税の処置をとりたいというふうに考へているわけであります。

それからそのほかに税法のいろいろな特権がござりますが、それらの税法に基きましてこれらの特権をできるだけ活用をいたして参りたい。そういうふうに処置をいたしたいと考えております。

それから御承知のように七年間の空白状態がございましたので、技術の上

におきましても非常な立憲になつておりますので、鉱工業試験補助金及び工業化試験補助金というのを通産省が出しておりますが、その中で本年度が飛行機工業の役に立つ試験補助金及び

工業化試験補助金をただいま検討中でございまして、出して参りたい、こういうふうに考えておる次第でござります。

うであるとか、こういうところに終始せられまして、運輸省御所管の、いわゆる安全性検査に縛りをするような事柄が非常に多く出ておつて、今申しましてたような法律の目的に沿うところのものが見当らない、こういう点を心配いたしまして、一体こういう点について大臣はどうお考えになつておるか、御所見を伺つておるのであります。大臣からひとつこの点についての御意見を伺ふ。

○高橋國務大臣 政務次官から答弁を

した通りであります。なお実際やつて
みましてそういう段階に参りますれば、
お言葉の点なども研究をして修正

をして行きたいと存じます。

弁で、気持よくこれを伺えますが、そういう段階でありますれば、この航空

機製造法というものを急いでつくらずに、これは航空法の方にまかしておいた

て、適当に案を練つて、それから航空機製造法をつくる、こういうことの方

が完璧な、まことにりっぱなものがで
き上るようになりますが、

その点についてはいかがでありますか。

○本問政府委員 御承知のように、三月の八日に兵器、航空機の製造が再開

をせられたわけでもござりまするし、御承知のような経過をたゞりまして独立

をいたしたわけでございまして、民間の様子を見ておりますと、いろいろな

人々が通産省の方にも相談に参つておられるのであります。従いまして、骨

空機などはもちろんそうであります
が、軽飛行機でありますとか、ヘリコ

ブターでありますとか、その他民間機の製造事業及び修理事業はすでに再開

の機運が相當に濃厚になつて来ております。特に部品等につきましては、本格的な生産に入ろうというような計画も参つておるような次第であります。従いまして航空法が出发をいたしますと同時に、この製造法案をきめておきまして、こういう機運に応じましてできるだけの助成指導をして参りたい、こういうふうに考えるわけであります。○満尾委員 製造法の第一条が質問の対象になつておりまするから、関連して一言お尋ね申し上げたいと思ひます。

私はこの第一条を読みまして、「航空機用機器の生産技術の向上を図ることにより、」ということを非常に重く読むのであります。これがこの法律の目的じやないかと思ひますが、生産技術の向上をはかることによって健全な発達をもたらすのだ、しかば大臣は生産技術の向上をはかるいかなる政策をこの法律の背後に用意しておられるか。ただいま政務次官からのお話を聞いてますと、税金を免除してやつたり、試験の補助金を少しあるとか、あるいはそういう主として金融上の操作についての御考慮を現になつておられるようであります。これも私もとより必要だと思う。ただいま同僚尾崎委員からのお話がありました通り、この法律を読んで驚くべきことは、ほとんど何らの助長行政は入つておらない。すべてこれをチエックする方向のことが盛つてありますから、どうも法律第一条の目的がからまわりをしておるようなきらいがある。そこで第一段の問題は、わが国の航空機製造の発達を期するためには、どうしても生産

術を向上せしめる。その技術を向上せしめるについてのそれ／＼の御用意がなくてはならぬと思うのであります。が、その点について大臣の御構想を伺いたい。

○本問政府委員 私からお答えいたしろと思ひます。御指摘に相なりました第一条は「航空機及び航空機用機器の生産技術の向上を図ることにより、これらの性能を確保し、あわせて航空機工業の健全な発達に資することを目的とする。」とありますて、御指摘になりましたように、飛行機工業は異常に数に上りまする総合的な機械工業でござりまするから、日本でそういつたようなものも漸次進歩して行くというようなことがもちろん前提条件に相なろうと思ひうのであります。そうしてまた、そういう前提条件が漸次拡充をせられることによりまして、航空機の安全もより確実なものになる、こういうふうに私どもは考えるわけございます。

従いまして素材の面におきましても、また部品メーカーの技術におきましても、今のところ、いろ／＼御相談に参られる人のお話を伺つてみますと、資本の提携でありますとか、あるいは技術の提携でありますとか、あるような話も大分出でているようですが、ますから、遅れおります日本の航空機工業でござりますから、技術の面におきましても、外国の技術をできるだけとり入れまして、この七年間の空白ができるだけ早い期間に追いついて行くようならぬに全般的な指導をいたさなければならぬと考えておる次第でございます。

○満尾委員　　外国の技術を相当とり入

れたいという御構想も、それは非常に結構だと思う。しかしこの法律をお出しになる以上、通産大臣として、わが国への飛行機の生産技術の向上に対しても、具体的な御用意がなくてはならぬ。少くとも航空機研究所というようなものをお設けになるか、あるいは現に持つておられる工業試験所の中に大きな部門を占めるように航空機の部門を拡充する用意があるとか、もちろんお話のありましたように、航空機製造事業についてそういう言えるわけなのであります。それが船をつくるにしても、自動車をつくるにしても、いかなる場合で反映されることについては論議はない。しかしそれはすべての製造事業について、その素材工業までやつて船をつくる人はおらぬし、スチールから自動車をつくるわけにはいかぬ。従つてその点はお互いに論議するのはむだなことです。一般工業水準が上らないければものがよくならない。その基礎の上に立つてさらに航空機という具体的な形態をとる製造技術を、どういう過程をとつて進歩するよう努力せらるべきか、その点を伺いたい。外国との提携というだけでは——外国の技術はぜひ率直に入れねばならぬけれども、少くとも製造を助長する法律まで出して御心をお持ちになつておるのでありますから、通産省の部門として、少くともその面についての御用意があろうかと私は考へるのでありますが、その点はどういうことになつておりますか。

ひとと必要な認定条件と存じますので、御指摘がありましたように、研究所につきましてもただいまろく研究をいたしておるわけでござります。○尾屋委員 私は思いますのに、交通機関の技術的な進歩というのは、使用者の立場と最も密接な関連がなくては困るので、もちろん航空機の製造に関する基礎理論の発達というのも非常に大事でありますから、結局はそれは、学問上の功績と申しますよりも、具体的に日々使われる品物でありますから、使う者の立場というものが最も大きな要素をなすのであります。そこでわが国の航空技術に関する陣営といふものは、一面におきまして、今お話をありましたような通産省の工業試験所等にその陣営が生れ、あるいは航空庁はこれが仕事でありますからその方面において研究をし、技術の関係の人の中で二つの陣営に割れまして、どちらか行動をするようなことになりますと、これは非常に惜しい現象が起る。これはどうしてもわが国の航空機の生産に関する技術関係の人たちが打つて一丸となるようなくふうをして行かなければならぬと思ひますが、御承知のように、実際問題として私どもが考えて参りまする場合には、文部省が御承知のような研究所制をお持ちになつておりますか。

て、いろいろな学問的な方面に対し
全力をあげており、また通産省は御説明
知のように、工業技術の工業化の方針
に対しまして研究費を出しておられます
す。また運輸省は運輸省の所管をいた
してありますいろいろな方面へ研究費
を出しておる。これは御構想からい
ますと、総合的に行けばいいのですござ
いますが、実際問題といたしますと、
予算の関係その他がございまして、わかれ
て、われておりますても、それがさ
たいら／＼な刺激になりますて、両々各
相ましまして相当効果を上げて行く
のじやないかと思ひますので、御説明
のような点ももちろん尊重して参りた
いとは思ひますけれども、ただいま
申し上げたような実際の面も十分考慮
をいたしまして処置をして参りたいと
考へる次第でございます。

は、届出制度をとり、再建しようとす
るこの工業の実態を常に把握いたしたいと思
います。」届出制度によつてこ
の実態を把握いたしたいというのが第一
点であります。「第二に、航空機工業
は、最高度の技術及び高性能の設備を必
要としたしますので、製造または修理の設
備及び方法について一定の技術
上の基準を設けてこれを検査し、この
検査に合格した設備及び方法により製
造または修理を行わせることといたし
ました。「すなわちこのところでは検
査、その検査も繰返し質問申し上げま
したような安全性の検査に対する検査
ではなくして、製造または修理の設備
及び方法について一定の技術上の基準
を設けてこれを検査するとはつきりわ
けであります。これが第二。「第三に、
航空機及び発動機、プロペラ等の製造
または修理を行つた場合には、検査に
合格した設備及び方法によつて行われ
たものであることを通商産業大臣が確
認または証明いたす制度を設けま
した。これは製品の良好な品質及び高
度の性能を確保するための措置であります。
「昨日以来繰返しこれは必要ない
じやないかと御質問を申し上げてある
ものに当てはまることがあります
ともかくこれが第三。「第四に、確認
いたすこととし、重要な部分についての
事務の簡素化及び迅速化をはかる
ため、原則として民間の専門家に委任
いたしました。」これが第四でありまして、
これで全部を言い尽しているわけであ
ります。そうしますと元にもどります
が、航空法第一条に規定してあり、か
つまに乍ら開拓やによつて、

な、いわゆる航空機工業の助長発達をはかるということにそぐわない法律である、こういうことになるようではあります、この点について通産大臣はどういうふうにお考えになりますか、重ねてお伺いいたします。

○本間政府委員 実は先ほども申し上げましたように、航空機の性格に基きまして、安全の上の検査と、先ほど申し述べました製造工程及び検査方法が規定の基準の通り行つているかどうかというごと、この技術上の検査と相ましまして航空機の安全を確保することができる、こういうふうに考えておるわけでございますから、一つも紛滑はないと考えます。両々相ましまして、しかも同じ検査官が製造工程についても検査して行くわけでありますから、その運用によりまして御指摘になつておりますような航空機の安全が保持されるというふうに私どもは考えております。

○尾崎(末)委員 ただいまの御答弁は、いわゆる航空法との間に紛糾はない、なるべくうまくやりたいという趣旨の御答弁でありますから、私がただいま御質問申し上げておりますことは、いわゆる航空機製造法の目的にかなわない法律だ、目的というものに現わしてあるような条項が本文のうちのどこにも現われていないというふうを言つておるのであります。大臣はお忙しいようでありますからこの辺でおきますが、いずれにしても、こういうようなことがありますから、この目的にかなうようにもう一度練り直して——ということは決して皮肉ではありません。

航空事業といふものは非常に大事なこ

の遭難等を見まして私どもは戦慄を禁じ得ないのです。でありますから、どうか虚心坦懐に、十年後百年後に悔を残さないように、よく目的に沿うた法律をおつくり願いたい、その方針でやつていただきたい。その空白状態の間におけるやり方といふものは、いわゆる航空法の中に規定してあるところによつてけつこうやつて行くことができると思ひます。また政令等によつて若干の組合せもできると思う、こうしたことを考えておるのであります。この点について通産大臣より虚心坦懐なお気持での御所見を伺いたい。

○高橋国務大臣 遺憾ながら御意見に賛成ができないのであります。航空機製造は目前に迫つておりますから、とりあえずこの航空機製造法案だけはぜひ成立させておかなければいかぬと思ひます。

○尾崎(末)委員 大臣に対する質問はお時間の都合があるそでありますからこれでおきますが、そこで昨日この

航空法並びに航空機製造法の両法案に目を届けていただきたであらうと思われる法制局の方に、ここにおいで願うよう頼んでおきましたが、おいでになつておりますか。——それではそ

の質問はあとにいたしますて、同僚議員から大臣に質問いたします。

○中村委員長 岡田五郎君。

○岡田(五)委員 ちよど運輸大臣、

通産大臣、兩大臣お忙しいところおいでをいただいておりますので、ごく簡単に二つだけ兩大臣にお尋ね申し上げたいのです。これは昨日朝日新聞でござりますが、「航空会社は名ばかり」という記事で、航空機会社に関する記事が出ておるのであります。この第一段

はむしろ運輸大臣所管の事項だと思つてあります。でありますから、

航空法が出ない。であるがたに遙れた、航空解禁になつたにもかかわらず、航空法が出ない。であるがたに遙れた、航空解禁になつたにもかか

れども、日本国内において航空機事業を

実施されないがために、かような航空

会社の設立また飛行機の運航というこ

とができない、というのも相当

おりますが、私たち日本国民といたしまして、講和条約発効直後にさつそく

航空法が実施されまして、航空解禁が即日実施されるべきことを期待しておりますが、不幸にいたしまして今日御承知のように延びておるのであります

が、はたして新聞記事のごとく、航空会社が二十数社もできようとしておるのかどうか、あるいはまた日本の航空

会社が国際的に進出しようとして、国際航空会社をこしらえようという記事も出でるのであります、はたして

そういう事実があるかどうか、その事実を承りまして、私たちは航空法の国際審議を急ぎ、一日も早く航空法の成

立、実施を希望するのであります、が、はたしてかような事実があるかどうか

お知らせを願いたいのであります。

○村上国務大臣 お答えいたします。

○岡田(五)委員 ちよど運輸大臣、

通産大臣、兩大臣お忙しいところおいでをいただいておりますので、ごく簡単

に二つだけ兩大臣にお尋ね申し上げたいのです。これは昨日朝日新聞でござりますが、「航空会社は名ばかり」という記事で、航空機会社に関する記事が出ておるのであります。この第一段

はいろいろあります。大体非公式

が言われました日本の終戦後の航空機

はむしろ運輸大臣所管の事項だと思つてあります。でありますから、

航空法が出ない。であるがたに遙れた、航空解禁になつたにもかかわらず、航空法が出ない。であるがたに遙れた、航空解禁になつたにもかか

れども、日本国内において航空機事業を

実施されないがために、かのような航空

会社の設立また飛行機の運航というこ

とができない、というのも相当

おりますが、私たち日本国民といたしまして、講和条約発効直後にさつそく

航空法が実施されまして、航空解禁が即日実施されるべきことを期待しておりますが、不幸にいたしまして今日御承知のように延びておるのであります

が、はたして新聞記事のごとく、航空会社が二十数社もできようとしておるのかどうか、あるいはまた日本の航空

会社が国際的に進出しようとして、国際航空会社をこしらえようという記事も出でるのであります、はたして

そういう事実があるかどうか、その事実を承りまして、私たちは航空法の国際審議を急ぎ、一日も早く航空法の成

立、実施を希望するのであります、が、はたしてかような事実があるかどうか

お知らせを願いたいのであります。

○村上国務大臣 お答えいたします。

○岡田(五)委員 通産大臣がおいでに

なりますので、ちよど運輸大臣がおいでに

できるかというと、そうではないのです。外資委員会の方で問題にいたしましたから、実際にはなか／＼むずかしいと思います。簡単に私はこの問題は考えておるものではありません。

○岡田(五)委員 大臣の私見をお聞きいたしまして恐縮に存じますが、なるほど外資委員会その他によりまして、かような方面から制限を加えようと思えば加えられるというお話で、私はどもつともだと考えるのであります。大臣はこの航空機会社に対し、外国法人なり外人の場合はどういうようにお考えになりますか。大臣の今の御答弁を開いておりますと、いいのか悪いのか、どちらかよくわからぬのであります。が、はなはだ恐縮でござりますが、御私見をお聞かせ願いたい。

○高橋国務大臣 現在のところ、修繕

といふ立場からいしまして、国内にこういう工場は必要なのです。私見としては、これが日本の資本で、技術

は入れなければいけませんが、日本の資本で、日本の法人で、そういうものができると希望するのであります。しかし実際面にあたつて、そこまで考えるのは少し考え過ぎかもしませんが、日本

が國の民間航空は発達しない、かよう

は非常に急いでおられるということです。外資委員会の方で問題にいたしましたから、実際にはなか／＼むずかしいと思います。簡単に私はこの問題は考えておるものではありません。

○坪内委員長 坪内君。

○坪内委員 私は質問通告を昨日来しておきました。きょうも質問することにいたしておりますが、何か先ほど来同僚議員のお話によると、大臣

が國の民間航空は発達しない、かよう

が國の民間航空は発達しない、かよう

は非常に急いでおられるということです。外資委員会の方で問題にいたしましたから、実際にはなか／＼むずかしいと思います。簡単に私はこの問題は考えておるものではありません。

○岡田(五)委員 大臣の私見をお聞きいたしまして恐縮に存じますが、なるほど外資委員会その他によりまして、かような方面から制限を加えようと思えば加えられるというお話で、私はどもつともだと考えるのであります。大臣はこの航空機会社に対し、外国

法人なり外人の場合はどういうようにお考えになりますか。大臣の今の御答弁を開いておりますと、いいのか悪いのか、どちらかよくわからぬのであります。が、はなはだ恐縮でござりますが、御私見をお聞かせ願いたい。

○高橋国務大臣 現在のところ、修繕

といふ立場からいしまして、国内に

こういう工場は必要なのです。私見としては、これが日本の資本で、技術

は入れなければいけませんが、日本の

資本で、日本の法人で、そういうもの

ができると希望するのであります。

しかし実際面にあたつて、そこまで

考えるのは少し考え過ぎかもしませんが、日本

が國の民間航空は発達しない、かよう

は非常に急いでおられるということです。外資委員会の方で問題にいたしましたから、実際にはなか／＼むずかしいと思います。簡単に私はこの問題は考えておるものではありません。

○坪内委員長 時間の都合は相当つく

うあります。

○坪内委員 それではひとつ能率的に

結論的に御質問申し上げたいと思

います。通産大臣と運輸大臣にお尋ね

いたしますが、まずこの航空機製造法

案につきましては、この法律があらゆ

る角度から検討研究されて、国会に提

案されたことは、よくわかつております

が、私も同感であります。航空機の製造

に対するもの、あるいは航空機そのもの

についても、そういう話は前からずい

ぶんあります。ただ今日ではまだ予算

も伴つてない航空機製造法であります

ので、それには触れておりません。

将来はそういう点は十分研究したいと

存じます。

○村上国務大臣 ただいま御質問の点

について申し上げたいと思いますが、

御指摘のように、航空機というような

縦合工業、きわめて高度な技術を要す

る、しかも一貫した安全性を最大の目

標として確保して行かなければならぬ

こと、それが申すまでもないことでありま

す。従つてアメリカの民間航空にいた

所管官あるいは一民間業者にこれをゆ

きましては、提案理由にもあります通

り、講和発効後の日本の民間航空界を

円満に、しかも健全に、国際的な水準

まで飛躍させるためには、ただ単なる

大蔵大臣などにも関連

があります。この航空機製造法につ

きましては、提案理由にもあります通

り、講和発効後の日本の民間航空界を

円満に、しかも健全に、国際的な水準

まで飛躍させるためには、ただ単なる

大蔵大臣などにも関連

があります。この航空機製

かかわらず、突如としてこれが提出され
ておる。しかもわれ／＼運輸委員会に
事前にいて何ら大臣から打合せもな
くして——こういう関係で、いろ／＼
前からいきさつがあつた問題であります
して、両省の所管の争い、あるいは生
産部門の担当面の関係、その他からい
ろいろ複雑な法案であつたので、われ
われも十分承知いたしておりますけれ
ども、運輸大臣が突如としてこれを聞
いて、そしてわれ／＼運輸委員会に何
らの御相談もなく、しかもその困難な
審議を、われ／＼委員会にあたかも責
任を転嫁したようななかつこうになつて
おることは、まつたく遺憾なことであ
る、かよううに考えておる次第であります
。従つてこの法案の審議決定に至る
ところのいきさつを運輸大臣からやや
お詫がございましたけれども、そ
う点につきましてはわれ／＼は遺憾に
考えておる。従つてその点を運輸大臣
は責任を感じられないかどうか、しか
たなくこういうふになつたとお考え
になつておるのかどうか、その点をも
う一度お尋ねしておきたいと考えてお
ります。

して処理せられる問題もありますし、また一部の少數意見のある場合もあるのであります。閣議の内容を申し上げることは遠慮申したいと思しますが、やはり全体の多数意見と申しますか、全体の空気によつて、円満に進むということがあつらん必要なのであります。そういう趣旨のことと先割申したのであります。ただ政府としましては、航空法についてもそうであります。またこの法律の直接の運用は通産省において運用せられるのでありますが、関連して運輸省においても無関係とは言えないので、本法並びに航空法の今後の運用につきましては、両省の当事者が緊密な協力をして進まなければならぬと考へておる次第であります。また緊密な協力をして処理して行くならば、将来航空事業及び航空機事業の発展に寄与できると考へておる次第であります。

ります。なお一言つけ加えて申し上げます、先刻運輸大臣が、航空機製造法を突如として云々というお言葉がありましたが、実は私も航空法の成案は閣議のときに、突如として拝見したわけなのであります。しかしこれは事務次官会議などにはいつごろからか、もう一箇月以上前に出来まして、あそこで討論された問題でありますので、その方と運輸大臣との御連絡が悪かつたのであろうかと私は考えております。

○坪内委員　両大臣の御言葉によりますと、運輸大臣は航空機製造法が突如として出たと言い、通産大臣は、これまた航空法案が突如として出たと言いい、まったく奇怪千万な法律だと思う。しかし、その間におきまして、関係事務当局の責任者が、いろいろ一箇月にわたつて慎重審議をしておつた。検討を加えておつたということはわれわれも了承しておりますけれども、かかる重要な法を、最高責任者である兩大臣にそれ／＼の立場で連絡をとらないということは、これは責任重大だと思うのであります。この点につきましては、時間がないので、あとからまた適当な機会に御質問を申し上げることにいたしたいと思います。

そこで、想像の通り通産大臣は、一日も早くこの法案を通したいといふ御答弁をなさるだろうと思つたところが、その通りでございましたが、そういった突如として現われた法案かどうかというと、特にこの航空機製造法におきましては、荒削りのままこれが出て来たというふうなことが前後事情から推して判別できます。そこでこの法案の附則の第三章、及び第四章の規定は、この施行にあたつては九月一日

だということに相なつておる。ささらに第八条第四項、及び航空機引き渡し規定し、使用の制限を規定した第三章の規定は、十一月一日からこれを施行することに相なつておる。こういうふうに相当、期間があるにもかかわらず、しかも、事務当局は何ら最高の責任者である大臣に連絡をするいとまもなきが、ごく荒削りのままでこれを国会に提案して、しかもこれを施行するにあたつては、また数箇月の余裕があるといふ法律の内容になつておるにもかかわらず、こういういきさつでこれをすみやかに国会の通過をかるということは、まことにもつて奇怪千万なやり方だと思ふのであります、その点について私は通産大臣の意見をお伺いたしたい。

では、まだ御質問申し上げるいろいろな点があるのでござりますけれども、時間がないし、他の同僚委員との関係もござりますので、両大臣にお尋ねしたいと思うのであります。この航空機製造法につきましては、どうもわれわれにもふに落ちない点が多々あるわけでありますけれども、この法案の内容を詳細に調べてみると、その底に流れているものは、いわゆる自由経済の取引の自由を拘束しておるというような関係がいろいろと現われておるのであります。従つて、あの基準を示していける航空法に基いて、政令なり、あるいはそれらの規則、あるいは両省において政令をつくられる。それに基いて、あらゆる安全な運航のできるような関係に運んだら私はいいのではないかと思ふのでありますけれども、この航空機製造法を見ますと、何かわが自由党なり、あるいはわが政府なりの関係において、自由経済を建前としているところの、政策に逆行するようなおないと雰囲氣があるよう思います。これは自由経済に逆行することであり、さらにまた私どものかねて主張しておるところの統制経済となるべく整理をして、自由に経済を助長させようと、いうような理念にも、これは相反するものである。かように考えるのであります。たま／＼両大臣はわが党の閣僚でありますけれども、そろつて緑風会の御出身でござりますというような関係から、どうもそういうふたわが党の主義政策に徹底していないのではないのかといふきらいがあるよう思ふのであります。が、通産省の政務次官である本間政務次官は、かつてわが党の副幹事長にして、つぶ党的主義政策によつて改めて

ているわけであります、まつたくこの点について私は了解に苦しむのであります。この点につきまして、どういふ見解を持つておられるのか、両大臣の御見解を承つておきたいと思います。

○本問政府委員 堀内委員の御質問に
お答えいたしたいと思いますが、生産
を担当いたしまして通産省が飛行機の
特別の性格に顧みまして、この程度の
ことをやりますことは、何も経済の自
由主義に反するものとは私は考えてお
らないわけでございまして、しかもこ
の確認書と申しましても、先ほど申し
上げましたように、この航空機がどう
いう経歴を持つておるかという――簡
単に申しますれば、つくられました飛
行機の経歴書をつけまして、御承知の
ごとく、この法案で取引そのものを禁
止しておるというようなわけでないの
でございまするから、飛行機の安全を
保持しなければならないという基本的
な性格に基きましてこの程度のことは
しなければならぬというふうに考えて
おりますから、自由党の経済政策に
反するものとは私ども考えておらない
わけであります。

○玉置(信)委員 通産大臣にお尋ねいたしますが、私ども運輸委員会におきまして、航空法の審議過程において、いろいろと質疑応答の中に、航空法に対する裏づけともいうべき製造行政の面について非常に関心を持つて進んで来たのであります。たまく今回製造法案が通産委員会に出されまして、特に今日、こうして両委員会が合併審査をしなければならぬということに至つた。ところが先ほど来、各委員からの質疑応答の内容によつて明らかなどとく、航空法と製造法とは二元的にこれがまたがつて行くというところに第一に安全性の確保ということと、さらに国際性を持つところのこの航空事業という点において、法律の全きを期せんがためにこうした質疑をかわしておりますこともこれまた先刻御承知の通りであります。そこでこうした二元的に行政が運行されることによつていろいろの疑問を生じて来るのであります。が、私はこの場合通産省であるとか、あるいは運輸省であるとかいうことを一應離れて、大所高所からながめまして、この航空製造行政は一元的に行つた方がいいのではないか。かように思つてあります。が、この大所高所からながめてこの行政をいかに考えるか。まず第一に通産大臣の御所見をお伺いして、質疑に入りたいと思ひます。

○高橋国務大臣 私は遺憾ながら少しきだ、これが私の意見であります。

○玉置(信)委員 ただいまの大臣の答弁からいいますと、私は非常に疑義を持つておるのです。ということは、先

ほどの坪内委員の質問に対する御答弁で、この法案はあらかじめ関係事務局で立案をしておつた。こういうお対する答弁の内容に至りましては、ほとんど重要部門をはずされて政務官によつて代行答弁が行われておる。この実情から見まして、私は通産大臣にはたして確信をもつてこの法律案を支持されたかどうかということを私は非常に疑問に思うのであります。そこでこの法案の立案にあたつての基本的な考えは、ただ単に大臣の言うことなく、製造部門は通産省によつてやつた方がいい、ただいいという、これだけのことによつてやられたのであるかどうか。もう少し理論的の根拠をお示し願いたいと願います。

○高橋国務大臣 私は生産行政は原則として一貫して通産省でやるべきだ、そういう信念を持つております。

○玉置(信)委員 生産行政の面において通産省が所管するということは、これはあらゆる産業部門をながめて、私もそれに対しては異論はないのです。しかし先刻より特に尾崎委員が詳細にわかつて指摘されております安全性能の確保の面から見まして、私はただ単にこの資料であるとか、本案の説明にありますように、申すまでもなく航空機工場は資材、部品、装備品等多岐にわたる云々というこうした説明のみをもつてして、従来の関連的な通産行政によつてこれをを行うということは、私は納得行かない。安全性を確保するといふことにつきましては、あくまでも貫した行政でなくてはならぬと私は確信を持つておる。それはどこに一体理論的な根拠を持つかといいますと、

すでに大臣も御承知のごとく、かつては第五、第六国会でありますか、造船管理の面におきまして、通産省と農林省、すなわち水産庁との間におきまして、この所管争いが起つたことがあります。そこで漁業を営む漁船製造業者の方々から見ますと、一応船をつくるだけはもちろん運輸省にまかしてもよからうが、しかし一定の型でなければだめだ、こういう自己の型式といふか、やはり船にも型式があります。設計があります。この設計のみをもつてだけでは納得の行く漁船はつくられない。従つてその道の通りのいい、権威のある一貫したいわゆる漁船の構造からながめましてつくられた船を業者が使う場合において、さらにはあらゆる検討を加えまして、真にこれが漁業に適するかどうかということをあらためた業者が試験をして使っておる現状なんです。その他漁業——あらゆる漁業がありますが、時間の関係上省略いたしますが、すべての専門的な部面からながめまして、製造から漁獲まで一貫した仕事をやらなければ、安心して仕事ができない。漁獲の面におきましても、あるいは船上に人を乗せる人命の点におきましても、安心がならないといつて、あの簡単なる漁船の点においてすらかよくな議論が非常にやかましく闘わされたのであります。いわんや飛行機におきましては、高度な安全性を確保しなければならぬということは、これはもう世界共通の觀念であります。こうした点から見て、私は今日のこの製造業法に対する二元的な行政を確保しなければならぬということは、これは何としても理論的に、ただいいのだ、あるいは資材の面を担当する。これは何としても理論的に、ただ

おるからそれだけは分離していいのだという簡単なものではないと思うのですが、もう少し具体的な御意見を聞かしていただきたいと思います。

○高橋國務大臣 私の信念は、生産面は通航省の所管であるべきだという信念であります。が、たゞいま漁船云々のお話がありましたが、これは船だから、航空機に限らない。すべての機械にしても使用者が満足しなければ、それはいくら生産してもしようがないわけであります。漁船についても、運輸省の所管にしなければ航空の安全性、耐空力証明による航空の安全を信することができないという意見はときどき聞きますけれども、しからばアメリカのダグラスなり何なり、アメリカの飛行機を日本に輸入しまして、国内で使用するときには航空庁でもろん耐空試験をして、納得の結果を得て許可されるのだろうと思うのですが、そういうものの生産についてはこの法案の製造法に示しておるほど運輸省で検査はできないのです。それでもりつぱに耐空証明なる飛行機をつくろうとするアメリカの他の先進国の中達したところから技術を取り入れてやろうというのをつくつておらない。しかも今後精密化され、今日そういう製造はまだ日本にはできない。あれだけ、ものであるから、

安心して向うの耐空証明だけでこちちは使つてゐる。あれより日本の方が現状においてまさつてゐるとお考えになつてゐるのかどうか。あなたは確信を持つて断言できるかどうか、一旦事故があつた場合は、しからば大臣は確信をもつて責任を負えるかどうか。まずその点をお伺いしたい。

○高橋國務大臣 私はあなたの御質問が理解できないのです。日本の航空の技術がアメリカの技術に今日劣つていい、という自信があるかとおっしゃるが、それは当然ございません。現在航空機ができていないのです。しかしながら必ずしも生産工程の検査をしなくても、耐空証明の試験と、いうものは運輸省でりっぱにできる、そういうふうに考えております。

できるようになるが、その耐空証明を出すのに一貫してやつて、初めて安心のできる耐空証明ができるというところに今日の理論闘争の根据があると思う。それがあるといふことは、結局水かけ論に終るといえばそれまでなんですから、私の申し上げることとはその点はおわかりでしようね。

○本問政府委員 私から……。もちろん玉置委員はよく御存じのことと思いますが、飛行機をつくります場合には、工場自身でも安全性を確保いたします場合に、型式承認をいたします場合でも、御承知のように試作をいたしまして、それから飛ばしてみまして、さらに分解をいたしまして、素材あるいは部品のいたみぐあいなどを十分に検討いたしまして、それから型式承認の行為があるわけあります。従つて需要者側を監督いたします運輸省の方

が違うわけでござりますから、今日の文明ではやはりそれらの技術者と申しますか、技術と申しますか、そういうものを信用いたさなければでんで問題にならぬわけでございますから、生産を通産省が担当いたしましても、その検査をいたします人の資格あるいは基準、能力というようなものにつきましても、運輸大臣の方と十分協議をいたしまして、決定をいたすわけでござりますので、御心配のよな事態は起らぬのじやないかといふうに考えておられます。どうぞ御了承を賜わりたいと思ひます。

○玉置(信)委員 私はただいまの本間政務次官の御親切な御答弁で、大体内容はよくわかりましたが、ただ遺憾に思つてるのは、二元的にわかれた閣議内容というものについて、私の確実なる筋から聞いておるところによりま

され自信を持ててゐるからそこまで熱心に論議をされたことでありましてが、しかし先ほどの通産大臣の御答弁からいたしますと、表現の仕方によつて——あるいは私の聞き方も悪かつたかもしれません、どうも御答弁の内容から行きまして、また事務局におまかせのようなことにも拝聴できました。また本間政務次官の御答弁を開きますと、本間政務次官が主としておやりになつて、いるようにも見えるのであります。どうもこの点私は通産省から運輸省の方に肩を持つわけではありませんが、運輸委員会における深刻なる質疑応答に対し、大臣は先頭に立つて非常にこまかなる答弁をし、事務当局もやつておるので、政務次官が大臣を代表してこういうような答弁をするということは、私今日初めて経験いたしたところであります、運輸委

が、そうした点からがめますと、今度の機構改革というものはいかにも改革せんがための改革である、なわ張り争いのための機構改革であるやに私ははどうしても思われてならぬ。でありますから、私が髪頭に御質問申し上げましたごとく、将来はどうしても一貫的、一元的な行政でなくちやならぬ。これはあなたがち運輸省に置くという絶対必要条件でもなかろう、将来はあるいはこの内閣に直属したものとの外局として置いてもいいじやないか。ともあれ近き将来これを一元的な行政に復元する御意図はありませんかどうか、両大臣にお伺いしておきます。

○高橋国務大臣　お言葉の中に、運輸大臣は委員会での質問には率先してその衝に当つておられる、私は政務次官にまかしておるというようなおしゃかりであります、これは運輸大臣と私とは考え方方が違うので、私の頭が運輸大

閣議でいろいろ意見の違つた点はありますけれども、私も村上君にもこのと論争をしたので、あなたの確実だというお言葉は私はいかにも不思議に思う、村上君とはそういう仲じやないのです。

○玉置(信)委員 近き将来の見通しはどうですか。

○高橋国務大臣 その御答弁は私はなはだ困るが、こういう結論を得て提案したのでありますから、今から修正することを期待して提案したのではないのであります。むろん将来これで行つてみて修正を要するというときになればそれは善処しなくちやいかぬ。これは運輸大臣も同じお考えだらうと思ひます。

10. The following table shows the number of hours worked by each employee in a company.

で、型式承認の行為をいたされるわけでござりますから、もちろん先ほど申し上げましたように、生産そのもの方にも関係をいたして参るわけでありますので、通産省の方の意見も徴されるわけであります。従いまして需要者側の要望と申しますか、需要者側の考え方というようなものは、やはり絶えず製造者の方へ流れて参りまして、いろいろな現実に即したくふうが用われてあらうと思うわけであります。

すと、通産大臣と運輸大臣は、過去に
おいても相当論争を闘わされた、顔を
赤くして論議のつっぱり合いがあつた
ということを了承いたしておる。その
主張がそれ／＼の立場において、はた
して今日のこの国際民間航空条約と並
び合せ、あるいは国内の今日の民間航
空を将来助長発達せしむべき段階にお
いて、この二元的行政がいいか悪いか
ということについて、はたして責任あ
る大臣が信念を持つて論議を尽された
かどうか。聞くところによりますと、
けんか両成敗というような形で、両大
臣の顔を立てて、まあ／＼このところ
でひとつ妥協をしてもらいたいとい
ふことで、この二元的な案ができるとい
ふことを、私は確実な情報によつて聞
き及んでおる。でありますから、それ
ぞれ自言おきまつらへつて、この二元的
な行政がいいか悪いか、それが問題で
あることは心にあります。それで、おつ
きなところを申しますと、これがま
ずかねばならぬのは、次官の立場で
いって、この二元的行政がいいか悪いか
がまちがつておつされると、それがま
ずかねばならないのです。そこで、おつ
きなところを申しますと、これがま
ずかねばならぬのは、次官の立場で
いって、この二元的行政がいいか悪いか
がまちがつておつされると、それがま
ずかねばならないのです。

会には実はそういうことはないのであります。私は先ほど非常に疑問を持つておいました。いしたようなわけでありまして、これは表現の仕方がはなはだ失礼に当るもしませんが、私は大臣に率直に申し上げますが、実は疑惑を抱く面がここにあるわけです。今まで二元的やつた、そうでなくとも、過去において官庁セクションализムというのをめつて、非常になわ張り争いをしてきたが、ここで機構改革によつてでたことが二元的な行政に非常に拍車かけるのではないかということを私心配いたしておる。かつて本間政務官はわが黨の副幹事長として機構改めるいは政府のいろいろな施策の面において雄大なるまた綿密なる構想をと示されたこともあります

臣のよう、鋭敏でない、はなはだ恥じる次第であります。私は政務次官を非常に信頼しておりますので、この委員会だけでなく、その他の委員会でも始終できるだけ政務次官に頼んでおるので。しかし政務次官は私に隠して越権的にはからつて行くといふような人でない、ということも知つておりますので、私安心し、信頼しておるわけなのです。

なおもう一つお言葉の中に、運輸大臣と私が閣議で顔を赤くして論争をやつた云々、しかもこれは確實な点から聞いたのだというようなことがありました。私が村上君とは古い友達で非常に仲がよく、いまだかつて顔を赤くして接したことはない、おそらく村上君もそう言われるだらうと思ひます。

そうした点からがめますと、今機構改革と いうものはいかにも政
んがための改革である。なわ張り
のための機構改革であるやに私に
うしても思われてならぬ。であり
から、私が壁頭に御質問申し上げ
たごとく、将来はどうしても一貫
一元的な行政でなくちやならぬ。
はあながち運輸省に置くという絶
要条件でもなかろう、将来はある
この内閣に直属したもののが外局と
置いてもいいじやないか。ともあ
き将来これを一元的な行政に復元
御意図はありませんかどうか、両
にお伺いしておきます。

閣議でいろいろ意見の違つた点はありますけれども、私も村上君にもこのと論争をしたので、あなたの確実だというお言葉は私はいかにも不思議に思う、村上君とはそういう仲じやないのです。

○玉置(信)委員 近き将来の見通しはどうですか。

○高橋國務大臣 その御答弁は私はなはだ困るが、こういう結論を得て提案したのでありますから、今から修正することを期待して提案したのではないのであります。むろん将来これで行つてみて修正を要するというときになればそれは善処しなくちやいかぬ。これは運輸大臣も同じお考えだらうと思ひます。

10. The following table shows the number of hours worked by each employee in a company. Calculate the mean, median, mode, and range.

人に引渡す場合には前項の確認書とともに引渡さねばならぬと書いてある。従つて先ほど 私聞き違ひかもしれないが、政務次官はもし確認がなくては元買にはさしつかえないのだといつておられるのでござりますが、私の第八条をなにお読みますと、この確認書がなければ売買の対象にはならぬと書いてある。しかしにこれを外国に輸出する場合でも、この法律の精神とするところは通産大臣が確認しない飛行機を売ることはできない、こういうふうに解釈ができる。この点が一つの確認の意味についての内容になると思う。

いう意味でお答えしたつもりでござりますが、私どもの方で製造を担当いたしましたわけでございますから、もちろん製造いたしまする工場の設備方法等につきまして前もつて計画をいたしました。先ほど尾崎さんからも御質問があつたのであります。が、届出制になつておりますとところをここで一応チェックするという考え方をしております。そしてできました飛行機につきましては、どういう設備でどういう過程を経てどういう検査を経てでき上つているかといふことをありのままに記載をいたしましたして、そうして決定をいたしました型式通りのものができているかどうか、通産省がきめました技術上の基準に合つているかどうかということを確認いたしまして確認書をつくるわけでござりますから、その確認書が先ほども申し上げましたようにいわばその航空機の生い立ちというようなものでござりますから、売買をいたします場合にもそれを信用されて取引をされることと思つておられる者の方の責任になるとおもうふうに私どもは考えております。

りなかつたかと思ひますが、もしその確認の仕方にあやまちがあればこれは当然御説のようになりますが、なお法制上の解釈につきましては機械局長から一応御説明を申し上げたいと存ります。

○佐枝政府委員 政務次官の御答弁がありましたが、若干つけ加えてお話を申し上げたいと思います。先ほどお話がありましたように、この確認と申しますのは、耐空證明における製造過程の検査が、航空機の製造過程において強度、構造、性能ですか、そういつた完全を確保するために必要な最小限度の基準に合つてあるかどうかということを調べるわけでございますが、この航空機製造法の確認は、第六条によりまして、製造設備等につきましてあらかじめ検査をいたします。これは製造設備なり製造の方法なり、あるいは検査の設備なり検査の方法なり管理の方式というようなものが、一定の基準、一定の生産技術に合致するかどうかということを調べます。そうして次に、今度は実際の生産に入った場合には、その実際の生産がその設備により方法により行われていてか、検査も合格した行き方によつて行われていてかということを見ます。これを実際に行われた通りに記録するわけでございます。その記録するということは確認なのでございまして、そこから、政務次官からもお話がありましたような、航空機の製造過程の製造履歴書のようなものが出て来るわけでございます。それでよりまして置かれる工場の検査員なり

検査官がやるわけでござります。単に安全性の検査ばかりでなく、十五条に「検査又は確認に関する事務」として、十六条にそれを受けて、「前条第二項に規定する事務に従事させることが出来る」とあるように、これらをやるわけであります。しかし実際問題といたしまして、自動的に検査も行われれば確認も同時に当然行われるわけでありまして、あらためて一々通産大臣の方に書類をその都度出して、新たに確認書をもらうというような手続はほとんどいらないのです。当然飛行機ができれば検査もでき、確認も行われるというわけであります。従いまして、取引を非常に拘束するということは行われないわけであります。

聞される事項を保留のまま坪内委員に譲られた。ところがまた、玉置委員の質問に次いで尾尾委員が各条の質問に入られた。私どもは、かような質問ではないかといふ坪内委員の質問に連して質問しようと思つたらとられてしまつた。とられてしまつたと言つては言葉が悪いが、横へすべつて行つた。こんな質問をされるのでは、いつまでたつても、昨日から通告いたしました私の質問の順位が參りません。私は何のために質問の通告をしたかということを漸くいたくなるのであります。従いまして、議事の進行は、その事項に直接的に関係ある関連質問から行つていただいて、そうして通告順に行つていただきことが至当だと思います。すでに時間も四時になつてゐるのありますから、ぜひかようなふうに議事を進めていただきたいと思ひます。

○坪内委員 先ほどから議事進行がなされ、ことに円滑に行かないのですから、建前であります。事の原因は両大臣にも責任があるうかと思うのであります。昨日、大体当通産、運輸両委員会の大本營を招致して、そうしてこの重要な法案の審議を慎重審議するというよう建前で進んだにもかかわらず、両大臣に対する質問がずっとつかえておったためにかくのごとき状態に相なつたのでござりますので、その点も十分分かることと御考慮に入れまして、昨日の分まできょうは十分ひとつ時間とをられてございました。何より審議をされるよう、この際特に要望いたします。

そこで、先ほど来岡田君からお話をありました通り、私はあと二点で終るのですがございますが、この法案がわれわれのかねて主張しておりますところの自由経済に逆行するきらいがあるのでございませんが、むしろあるところの点を見受けられる。すなわち、取引の自由を極度に抑制し、しかも経済界の自主性を無視しているようなこういつた法案については、まつたくこれは自由経済に逆行するものであるということをお話申し上げたのであります。が、そういう気持はないし、またそういうことはないといふような御答弁があつたのであります。この点は私は理解に苦しむのであります。私どもは、わずかな期間ではございますけれども渡米いたしまして、この航空関係の、全アメリカにおける関係をつぶさに調査して参つたのであります。すなはち、政府におかれましては十分その点では調査あるいは研究をなさつておるこ

とで、十分だとは思いますがけれども、アメリカの今日までの民間航空が発達した原因におきましても、あらゆる角度から慎重に、安全な運航を期するためいろいろの点を政府が抑制をし、その反面、助成、育成、補助というものを強硬に断行いたしまして、今日の安全なる運航を期しておりますのであります。たとえば、その一例を申し上げますと、飛行場のごときは九十九年間もこれぞ州なり都市が民間航空会社に貸与して、その助成をはかつていると、現状であります。そういう面とにらみ合せて行くことが最も大事な点ではないかと思うし、さらにまたエンジンにつきましても、たとえ完全無欠なエンジンであつても、使用の基準に達したところのエンジンは、それを分解整理してあすに備えるというような建前をとつておりますので、十分そういう育成の面にもらみ合せつつ、取引の自由を制限し、あるいは国家で干渉して行うという行き方でなければならないというような観點から御質問申し上げたのでありますけれども、その点は意見の相違であるように思われますので、次に譲ることにいたしました。

そこで、あと二問お尋ねいたしました。両大臣にお尋ねいたしますが、先ほど来私が申し上げております通り、究極においてわが国の民間航空を発達させ、あるいは国際水準までにこれを引き上げるということは金の問題だ、財源が問題だということに相なると思うのであります。従つて、その財源をどうするかということについて、これは相当検討を加えて行かなければならぬことは御承知の通りございまして、私

が申し上げるまでもないことあります。航空機を一台購入するとしても大きな金がかかる。従つてこういう問題について、岸なる円資金のみよてこれが融通をはかるということです。事足りない。航空法の第四条におきても、この外資の関係は三分の一、三合せで為替対策といふのを考へて行かなければならぬということが大事な問題であると思います。従つてこういう重要な問題を両大臣は将来どうういうふうにしようとは考えになつてゐるのか。この点は大藏大臣あたりも早急に御相談なさつて、そうしてこのような対策を練らなければならぬとされております。さらにも、若間伝へられたところによりますと、内閣がて改造されるだらうというふうなことを言われておる。賢明なるしかも確明な責任のある両大臣は、たとえ内閣が改造成になつても御留任になるだらうとは想像いたしましたが、行政事務の引き継ぎの面からいたしましても、この点はかりに更迭が行れるといったならば、次の大臣に十分引継ぎをしていただかなければならぬ重大な問題ではないかと思うのであります。たまたま衆参両議員が航空議員連盟といふものを発会いたしまして、今日その総会がございましたが、その総会の席上で、でも私が申し上げたように、財源の問題といふことがもっぱら問題になつて、今後日本の民間航空を発達させるためにはどうしても、そういうたすけを補助政策をとつて行かなければ簡単に行かな。乗組員なり、ある、より多く

新規の規制を設け、規制の範囲を拡大する方針を踏まえ、既存の規制を改定する方針を示す。

ために資金面が重要であることは、まったく御説の通り私も同じ感を持つておる次第であります。御承知のように、まさに日本の会社あるいは個人としましても、航空機を所有し得ることに相なつたのであります。従いまして、今現に認めております、また事業を開始しております日本航空に対しまして、日本航空の計画を実現すべく、運輸省としては先日来協議を進めておるような次第であります。御承知のように、幸いにドル資金の蓄積もあるのであります。さしあたつてまず私の考え方としては、しばらく使用した飛行機DC-4を購入する、また新規の注文を発する。大体これで五百万ドル必要なのであります。その手配を急速に進めて政府の意見をまとめたいと考えておるよう次第であります。但しこれは運輸省の範囲内だけのことでありまして、まだ内閣全体としての議はまとまつておらないのであります。その点お含みおきを願いたいと思います。

ておる次第であります。

○坪内委員　この問題は、大蔵省によ
申すまでもなく関連があるのでござい
ますが、聞くところによると、外務省
から外貨制當審査委員会ですか、そ
いつたものが今度大蔵省に所管が移さ
れるというようなことを聞いておりま
すが、この委員会において外貨の問題
を取上げて、いろいろコントロールす
るようなことを承つておるのであります
が、その委員には通産あるいは運輸
の両省から、責任者でもだれか出てお
るのでございましょうか。

○本間政府委員　お答えをいたします
が、外資委員会と外資の貸付の管理経
営はちよつと違つておりますので、今
度大蔵省の方へ参りますのは、外資委
員会のことだと思ひます。従いまして
外貨の貸付の問題は、産業の合理化に
役立つまする機械なども主たるその対
象となつておりますので、私の方で所
管をいたしておるわけでござります。
従いまして航空機の製造になります
か、あるいは修理になりますか、そう
いう機械を輸入したいという場合に
は、もちろん御説のように外貨の貸付
の対象になるようになければならぬ
と思いますので、そういう方向に努力
をして参りたいというふうに考えてお
ります。

○坪内委員　政府側の御答弁で了解い
たしましたが、結局先ほど申し上げ
ます通り、将来民間航空を大いに発展
させるためには、どうしてもそういっ
た財源の問題が最重要な問題ではない
かと思ひますので、この点大蔵省とも
関連があることありますので、両大
臣におかれましては、十分積極的にこ
れらの連絡をおとりくださいまし、

わかれ／＼の要望を満たしてくださるところを強く要望いたしまして、私の質問も終りにいたします。

○原(彪)委員 議事進行について――

先ほどから見て、いますと、議事の進捗状態が非常に遅々として進まないよよりであります。委員長の手元に質問の通告をしておる人が五、六名ありますます、が、関連質問が非常に多くて、また関連質問の時間が非常に長くて、通告された人は順番が遅れて間が抜けてしまいます。坪内君もおそらくは通告があるでありますし、ようが、通告して順番がまわったときに十分やつていただいて通告順が全部終った後に一般の質問をするやせるように委員長ははからわれたらしいと思うのであります。先ほども私は委員長に通告したのですが、委員長は十分くらいにしてくれといふようなことを私に言つております。ところが今見えておれば、関連質問を十分以上もやつておられる。そのような状態を見ますと、私は何だかあまりこの法案を急ぎ過ぎておるのが、かえつて進行を遅らしておるような原因になつておるのではないかと思うのであります。承るところによると、二十六日にはこの法案を上げるというようならうわざがあります。大分質問がたくさん残つておるのでありますから、一、二日くらいお延ばしになつても、十分審議されるがしかるべきだと思います。委員長はいかが考へておられますか。

○尾崎(末)委員 先ほど質問につきましてのまとめをいたします前に、大いにに対する質疑を他の方に一時お譲りいたしました関係上、昨日以来日本質をいたしましたこととのまとめ申しますが、これに重要な関係がありますので、法制局の方に御質問申し上げてみたいと思うであります。

先ほどからお聞き願つておりますように、この航空機製造法案につきましては、その目的におきましても、あこいはまた各条項の規定の中におきましても、いろいろ行き過ぎがあり、また航空法と重複するような点もあることを私ども発見いたしておるのであります。ですが、その点に関しまして、ひとつ正確な、と申しますことは、大体今まで私どもが承知いたしております範囲内におきましては、政府部内のこうした違つた省から出て参つた法案等に対する解釈については、こういう委員会等の席では法制局の方々はあまりはつきりした御意見をおつしやらない、こうしたこと�이ことが今までの慣例であつたようになります。けれども、他の問題と違いまして、この航空機製造法は、お聞きの通りきわめて重大な意義を持つものであります。そして、もしこれに間違つたことが出で参りますならば、将来非常に大きな事態を生ずることを真剣に憂えるのでありますから、どうか私が御質問申し上げる点につきまして、率直な御見解をお聞かせ願いたい、このことを前もつて切にお願いする次第であります。

第十六条、これと航空法案の第三章
航空機の安全性に関する第十条以下
二十一条まで、この間に相当タブつ
いる点や、摩擦、行き違つておる点
相當あるよう私ども思つてあります
すが、この両法案について一通りお
をお通しになつたことと思ひます
で、率直な御見解を伺わせていただ
たいと思うのであります。

○西村(健)政府委員 この両法案の
立までのいろ／＼ないきさつにつき
して細大御承知の尾崎委員から、き
めて私に痛い御質問を受けたわけで
ざいます。率直に申し上げまして、
ほど運輸大臣からもお話をありまし
ょうに、いろ／＼この法律案の成立
過程におきまして議論がありました
とは承知しておるのであります。私
もは法案審議の責任者といたしま
て、その間におきましていろ／＼審
いたしましたが、終局におきまして、
これを私どもは政府の一員としま
て、内閣の決定に従いましてこうい
て、両法律案を審議、作成したわけであ
ります。その間に率直に申し上げて、
これがどうだということを申せとい
う話でございますが、これはよほど政
的な面がこれにかかわるのではな
か。なおただ一点申し上げますと、法
律的に申し上げまして、規定の仕方は
非常に難渋であるとかいう点は大いに
あるかもしけぬ、この事実は根底に據
たわつておりますので、私どもとして
はできるだけ法律的には矛盾がないよ
うにしたつもりではございますが、七
が至らないために、そこは混乱を來
ておるかもしません。

含蓄のある、そして私どもの方でよく推察することのできる御答弁でありますが、ただいま御答弁の通りに、去る

四月二十六日の閣議決定のこの事柄についてでき上つたのが航空法及び航空機製造法の両法案でありますから、ただいまの御答弁は、閣議決定の線に沿つてこの二つのものを御検討なさいた、こう、うござりますか。

○西村(健)政庄米町
セイムラ(ケン)マツヤノコトヨ

○尾崎(末)委員 そこでただいまの御答弁を伺いますと、一つノ具体的に

あげににくいが、この両者の中にはなかなかどうかと思うような点が相当あるだろうと思う、こういう御答弁に伺つたのであります、その通り了承してよろしく、ございますか。

○西村(健)政府委員 どうかと思うと
いう意味は、私どもが法令を審査する
際におきまして、時間的な関係等もあ
りましたので、表現として、法令の形
式として、あるいは私たちの才が至ら
ないためにどうかと思う点があるとい
うことを率直に申し上げたつもりでござ
ります。政策的にこの規定がどうだ
ということを私は申し上げる筋ではな
いと思うのであります。御了承願いま
す。

○尾崎(末)委員 政策的には、これはむろん運輸・通産両省の間におけるその政策の立て方について、そこまで法規局として御闘争になるわけはないのです。ですが、この法律の立て方そのものについては、非常にやりにくいくらい、どうかと思う点があつた、こういうことがありますか。

の関係が非常にわかりにくいのではないか。しかし法律的には一応筋が通つておるつもりではあります。

○尾崎(末)委員 非常に苦心をして、一応筋の通つたような形にまとめ上げたが、ほんとうのところは両法案の関係はわかりにくい、こういうことでありますか。

○西村(健)政府委員 程の説明かはな
はだまざいので、尾崎委員は了解得ら
しない。(以下三十二回、三十三回、去き)

というのではなく、たとえば昔の法律を申し上げて恐縮でございますが、現行の自己作農創設特別措置法だとか、あるいは独占禁止法だとか、非常にわかりにくいい法律がある。これはまたそれとは違つた意味におきまして、両方読みますと、やはりそういう面からわかりにく

○尾崎(末)委員 御説明の要旨は大体
わかりましたから、この程度でおきま
して、あとは御説明の中から私どもが
最も公正に判断をいたしたことによつ
て今後審議を進めたい、こう思うので
あります。つきましては、この際通
産、運輸両大臣に御所見を伺つておき
たいと思いますことは、今のようない
とで、私どもこれは近来ない根柢を

傾けてこの法案の審議研究に当つて参考つたつもりであります。私も六年来予算委員等をして参つて、いつも相当の議論はいたしておるつもりでございまが、今回この問題につきましては、相當根深く研究をいたして参つたつもりであります。ひとり私のみならず、私どもの同僚委員もそうだと思います。従いまして、そういう建前から最もこれを公正に判断をいたして、そ

うして私どもの方でかくなければならぬ、こういう姿に私どもがこれを直して行くことがあつた際、両太

臣はそのことについてどういうふうに
お考えになりますか。もちろん内閣において
けるこういう閣議決定と申しますことを
と、私どもが国会において審議をいた
しまする審議権とは、おのずから別個

のものでござりますから、私ども議員としての独自の立場において審議、修正またはその他の決算等を行なはねば

由なのではありますけれども、何を由しましても私どもは与党であります。左の内閣ではおやりになることなのでありますから、非常に愚問のようではありますかが、最も公正に、最もこれがまつた法律だ、こういうことにしておきますために、最善の努力をいたしました

い。そうしてきまりました際においして、両大臣はどういうふうにお考えになりますか。このことは愚問のようですが、両大臣にお伺いしたい。
○村上国務大臣 今もお話をのように、最も公正に、よりよく、また最もわかりやすくまとまつたものに修正した場合に、どう考えるかという御質問だと拝承したのであります。が、ベターになることは、非常にけつこうであると思ふのであります。

○高橋國務大臣 その修正の内容がわからず、白紙で御答弁することはたいへん苦しいのですが、皆さんの審議権は十分尊重する精神であります。

○尾崎(末)委員 両大臣の御所見はよくわかりましたから、私の質問は、まさかいところはたくさんありますが、一応他の委員にお譲りいたしまして、これで本連合委員会における質問を終ることといたします。

○黒澤委員長代理 岡田五郎君。
○岡田(五)委員 質問申し上げます前
に、簡単で先ほどの勧議を申し述べ
た。

した間に、同僚議員に対しまして、不當の言葉があつたようござりますので、一応取消しをさせていただきます。その不当の言葉を使いました心理的状況につきまして、一応説明をした

がら言葉を取消したいと思うのであります。実は尾崎委員から、自由主義を

放棄しておるのではないかといふ質問に対しまして、私は、その政府委員の答弁に関連をいたしまして質問をいたしました。そうと思つて、手をあげたのであります。ところが玉置委員が質問に立たれました。御質問をなさいましたことは、私どもと同じ意見であります生産と運航とを一元にすべきではないかと

いう御意見のものかと推察いたしましたが、両大臣の御意見を微されたのですから関連性の問題をちょっと考えましたので、先ほどは横取りしたとか、とられたとかいう過激な言葉を使つたのでありますて、これは私の行き過ぎた不當な言葉であつたということを、ここにつしんで取消しますから、何とぞ御了承願いたいと思うのであります。

員から、大臣及び政務次官に御質問をなつておられましたが、大臣及び政務次官は、自由経済主義を原則としておられるが例外もある、こういう御答弁でございました。また尾崎委員から機械局長への、何かほかの業種に製造事業法的なものをこしらえた業種があるかという質問に対しまして、あります、こういう御答弁でありました

は、どういう業種であるかということを、私たちは一応参考のために、具は的ご御明示を願いたいのであります。

○佐川政府委員 私の申し上げましては、戦前におきましては、現在際になつております製造事業法といふものは、多數ございましたが、現在はそした戦前の製造事業法で残つておる

いうものはございません。その後新しい見地から終戦後つくられましたもの

のものは、私は通産省の関係では全く知らないのではないかと思いますが、たゞ前戦前の製造事業法といふやうなものが、火薬の製造、これを規制する法律として、もとより存在する。もし私が、戦前の製造事業法といふやうな法律についてまで規制した法律がござります。もし私が、戦前の製造事業法といふやうな法律についてまで規制した法律がござります。

と同じ形のものを現在通産省で、何かの業種についてつくつておるというふうに申し上げたと御了解になつておられるならば、御訂正願いたいと思ひます。

も寡聞ではござりまするが、かよううなことを経験いたしております。現に昭付になりました航空機製造事業法案添付資料に添付されております航空機製造事業法は、昭和十三年になつておりますが、この法律を見ましても、製造業の許認可あるいはその他につきまして、規制してあります。規制して、非書式細密な検査をしておらして

ことは、戦時中においても戦前においても、私は今回が初めてだ、かようになります。それであります。機械局長は長く通産省におられますので、重要機械類の生産事業に關係されたらどうと思いますが、かような法規が他にありますかどうか。簡単でけつこうでありますから、お聞かせ願いたいのであります。

○佐枝政府委員 お答え申し上げます。もちろんこの法律は、目的にもうたつてありますように、あわせて航空機工業の健全なる発達に資するということを目的にいたしておりますが、この法律は戦前の製造事業法というものは違うのであります。戦前のは大体重要な産業につきまして、その産業を立てるため、いろいろ強力な事業構成の規定を置いておったわけであります。戦前の、この資料によります航空機製造事業法といふものも、他の、当時ありました自動車であるとか、工作機械であるとか、いろいろございましたが、そういうものと大体同じような考え方で、主としてはこの事業そのものを非常に強い政府の規制下に置くというのを主たる内容といたしておられます。従いましてその製品の品質の向上、製造の確保、生産技術の向上との確認というような規定は置いておらぬわけであります。その点性格が大分違つておるのではないかと思います。

○岡田、五委員 今のお説明は一応承つておくといたしまして、次にだんだんと段階を踏んで行きたいと思います。

います。船舶安全法はもちろん航空機と同じように、海上の非常に変化の多い所を運航いたします船の安全をはかるために、船舶安全法というものが国際条約を基礎としておるのあります。この船舶安全法に基きまして、いろいろと国家の官吏が検査をいたしますその検査も、実は船舶の安全に関する限りにおいてのみ、検査をいたしておるのであります。それ以外の生産過程における検査は、事業者の自主的、創意的、良心的な製品を期待いたしておるのであります。おそらく政府委員は船舶よりも航空機の方が精密性と安全性をより以上に要求するから、より以上にこまかく、生産技術検査と称して、五万ピースでございますか、七万ピースでございますか、あるいはそれも抜取り検査をされますかどううかわかりませんが、あらゆるものについて検査をされ、またこれに証明書を発行せられるようになつておりますが、この辺のところを、なぜ船舶と航空と違つて、これ以上このようになまかなことをしなければならないかといふことを——質問の中に答えを申し上げておつたかもしませんが、御答弁を願いたいと思うのであります。

たいろいろな問題でもあつたわけでござります。従いまして、その点を排除いたしまして、今回の政府提案のようないわば法律になつておるわけでござります。従来通産省がいろいろな生産を担当いたしておりまして、そう発達を阻害するような、あるいは事業者が非常にめんどうだ、うるさいというような指導検査は從来もなかつたわけでありますので、この製造法によつていたして参りますの場合にも、御指摘のような点は十分尊重いたして参るつもりでおりますが、いすれにいたしましても、この航空機工業は、船と違いまして相当マス・プロの段階で行きませんと、その成立というような点も考慮しなければならないような関係に相なつておりますので、この程度の規定にいたしましたけれども、それが製造者の非常な負担になるとか、非常にめんどくさにお感じになるというようなことはできるだけ避けて参るつもりでありますから、御心配のようなふうにはならないのじやないかという気持が実はいたしておるわけであります。

ら申し上げるまでもなく、こう言つてははなはだ失礼でござりまするが、通産省のお役人の先輩であり、またお役の方々が敬意を表されておる優秀なる過去の航空技術者その他がおられると思うのであります。私は日本にしてこれらの大好きな会社の技術を信用せずして、どこの技術が信用できるか、かように考へる。私はこの航空機製造法に基いておそらく届出られる会社はどう辺の会社があるか、まずその点を承りまして、私の今質問したことが合うのではないかと思うのであります。が、大体航空機製造事業を開始したいといろいろ動いておられる会社の名前を、次の質問に移りますためにも、参考にお聞かせ願いたいと思うのであります。

ますが、かような予想せられる現実の姿を無視いたしまして、一品々々製造検査をされる、しかもそれは安全性の耐空證明を与えるために何ら参考にならない。これは極端な言い方かもしれないが、運輸大臣は通産大臣が与えられた製造確認書を何ら、法律上からいえば、耐空證明を与える根拠とはしておられない。事實上はあるいはされるかもしませんが、何を好んでかようないことまでされるかということについて、先ほど御答弁がありましたが、私はこの航空機につきましては、不当に官僚化と言つては言葉が強いのであります、役人が民間の事業に干渉しているのではないか、航空機製造法をすつと見まして、かように私は痛感いたすのであります。私はかような法規ならば、知らず／＼のうちに統制経済の状態に入つて行くのじやないか、かように私は懸念するのであります、この点につきましての政府委員のお考え方をお尋ねいたします。

ます。従いまして生産を担当いたしました。する役所の人が、先ほど来申し上げたが、どうして必要だと考えるのです。しかし私どもの考え方の根柢に、お示しのような会社の技術をまったく信用しない、というような考えはすぎないでござります。しかし私どもの考え方の根柢に、お示しのような会社の技術をまったく信用しない、というような考え方があります。しかし私どもの考え方の根柢に、お示しのような会社の技術をまったく信用しない、というような考え方があります。しかし私どもの考え方の根柢に、お示しのような会社の技術をまったく信用しない、というような考え方があります。

不幸にいたしまして終戦後航空機生産事業が杜絶された、あるいは航空部、通信省、その他に分離したというよくなことにつきまして、私は具体的に実際的に航空機生産技術の人的配備は、法文は非常にけつこうにできておるのであります、実際は非常に少からう、かようと考えるのであります。かよう現実に民間の方において優秀なる技術者を持つて、優秀なる知識を持つた者が豊富にある。しかも官府側においては、不幸にしても非常に薄いにもかかわらず、この飛行機の安全性の問題を離れて、さらにく、深く生産技術検査と称して、一品々々まで検査をし、指導をされるということは、私は少し行き過ぎではないか、かよう考えるのであります、この点につきまして、またいくら質問いたしましたが、御答弁は御同様であろうと思ひますので、言いつぱなしにいたしまして答弁を要求いたします。

大臣だ、安全性検査は運輸大臣だといつておきながら、生産技術という広い範囲の言葉のものに、安全性検査をも包含してしまつておるがとき傾向が現われておるのであります。この点はつきりと御答弁願いたいのであります。

○本問政府委員 お答えを申し上げたいと思いますが、この閣議の裁定案によりまして、安全上の責任は運輸大臣が負うことになつております。従いまして運輸大臣がその安全性の見地からいろいろな検査をせられるわけでござります。御承知のように航空機の安全は、素材そのものにもきわめて重要な関係を持つておるわけでございますから、それらのものが総合せられまして、いわゆる安全といふものが出来るのであると私どもは解釈いたしております。従いまして通産大臣といたしましては、その飛行機なり、あるいは航空機用機器がどういう基準でつくるべきかという基準を、もちろん決定をいたしましたが、運輸大臣の方は岡田さんも御指摘になりましたように、安全を確保するために最低の必要な基準をつくられることと思いますから、その検査に従事する者が検査に当るということになると、いわゆる、これは両々相まちまして、御主張になつておられるような航空機の安全が確保せられるものだというふうに私どもは考えております。

○岡田(五)委員 なるほど本問政務次官の御答弁は一応素材といふ例をあげられますとわかつたようでわからないのであります。ボディーをつくりますアルミニウムだとあるいはその他の

品質検査もせられるでしよう。これは技術検査の部分にあるかもしません。また安全性の検査という点からいいますと、この機材のアルミニウム検査もまたあるいは安全性の検査といふ名のもとにおいて検査をされるかもしれません。ことに一番重複いたしておりますことは、航空機製造法に基きますと、航空機及び航空用機器全部を検査されることになります。これが運輸大臣が検査する、こういうことを必要最小限度と解釈して、プロペラ、発動機、とか、あるいはその他の重要な部品とかりに限りましても、この点においては重複いたすわけであります。しかも航空法の検査規定によりましては、航空長官はまた通産省の検査官を指揮監督することもできる。その場合は通産大臣が監督するという、一応通産省の職員をもつて検査官を任命する、こう出ておりまして、次に航空庁長官は必要がある場合には通産省のお役人を指揮監督する、こういうように思いますが、そうしますと運輸大臣は通産省職員を使用して指揮監督することができる。こういうように実はなつておるのでありますまして、この重複する部面が、航空庁長官あるいは運輸大臣が必要と認める場合は、通産大臣の所属になつております通産省職員を指揮するわけである。ところが一方航空機製造法に基きまして通産大臣は生産技術検査、こういう面からしてまた同じ人間を指揮するわけであります。

かのようにひとつのお役人に対して二重監督をされるのであります。かような点から行きまして非常に私は検査監督につきまして重複をいたすと思います。さきの閣議決定にもありますように、安全性は運輸大臣の責任だ、こう言つておきながら、運輸大臣の責任であるがごとく、ないがごとき状態に両法案をつき合せますと、なつてはいるのであります。が、この点については政務次官の明確なる御答弁を承りたいのです。

○本間政府委員 お答えを申し上げたいと思うのですが、なるほど生産技術上の基準でありますとか、あるいは安全を確保するための基準でありますとかいうような両省に関係いたしますものは相談をいたしまして、両方の共同省令で出すことになつております。従いまして安全を確保するという意味から申しますならば、非常に複雑なことになつてゐると思います。しかしその検査の実際に当りますものには、何と申しますか両省の役人がいたすわけでござります。またそれべく、製造いたして参りまする過程に応じて大事なところを両省のきめました基準に従いまして検査いたすのでありますから、何と申しますか、実際の運用の面におきましては御心配の点が調和されて行くものと私は考えております。

○岡田(五)委員 これは昨日来尾崎委員がいろいろ質問をしておられたのであります。が、管理の能率化、行政事務の簡素化ということと私はまつたく背馳していると考えるのであります。行政事務の簡素化という点からいいまするならば、同じ部面につきまして運輸省は耐空証明を出す、同じ意味の不必

要な製造証明、何とかいう証明をたく

のであります。

なつておるわけでありまして、軍輸省

大本どう、ち頃序をもつて通巻大臣、

492 *Journal of Health Politics*

○佐枝政府委員　自家修理の場合は、この法律による届出は必要ございません。
さんに出されるというような手続が非常に煩雑になつてゐる。もう一つは官吏の事務能率の向上という面におきまし

てまつたく遺憾なことは、運輸大臣の命令を受けていなければならぬし、通常大臣の命令を受けたり、二元的権限になるのでござりまするか。また抗空法(こうくうほう)もさうして、^{こゝに}三月三十日付でござりまする。

にその工場の検査官は命令を受けなければならぬ。お役人で一番迷惑なことは、買ひこゝるつづりの修理事業が、そういう修理事業は一体どうなるのでございましようか。どちらの方かが

とが一番迷惑なことなんだ。これが一番能率を阻害することだ。ところがこちらでもけつこうでござりますから、御答弁いただきたいと思います。

の法案を照し合せますと、明らかに頭が二頭式になつておるのであります。この点につきましてまた御意見を拝聴し、証明を出す航空庁長官が参つておられますから、直接にお聞き取りを願いたいと願います。

いたしましても、御答弁は大体想像で
きますので、私は答弁をいただかないと
で、次に質問を進むことに思つたのである
○岡田(五)委員 私はこの法律は政府
提案の法律だと思うのでありますか、

が、航空機及び航空機用機器の製造または修理の事業を行おうとする者は、届出書を通産大臣に提出しなければなりません。事業の届出制をとつたところは、修理の重要性は、いすこの所管であらうとかわりはないと思うのであります。事業の届出制をとつたところは、

通産大臣の専管だから、通産大臣だけに届出すればいいというのでしょうかが、重商大臣の斤量につき、これは航空機製造事業者がその製造事業とあわせて修理をする場合は届出

を要するということになつておるのであります。一方閣議決定にも文字が出ます。一方閣議決定にも文字が出ます。一方閣議決定にも文字が出ます。

（おりまますように、航空運送事業者または航空機使用者が行う自家修理は、運輸大臣が所管するということになつてゐるならば、その条項を入れて、運輸大臣の所管に属するこれ／＼の事項は運輸大臣に届出をしろ、こういう

女としないのか、必要とするのか。またこれらの修理につきまして、航空機製造法に定められた検査または証明と
のでありますか、その点はいかがでありますようか。

うものをされるのかどうか。この点につきまして御説明を願いたいと思う

第一類第十一号附屬の八
通商産業委員会運輸委員会連合審査会議録第二号

昭和二十七年五月二十二日

大体どういう順序をもつて通産大臣から交付を受けられるのか。具体的に例を申し上げますと、たとえば、工場検査官が受取つて、それを通産局が受取つて、それから通産省の機械局に行つて、——おそらくこんなものは通産大臣には行かないだろうと思うのであるが、それからまたおそらくその順序を経て、製造者のところに下るのだろうと思うのでありますか、そういう順序を経るものでありますかどうか、お尋ねいたしたい。

○佐枝政府委員 その点につきましては、要するに現場の検査官に相当の権限をまかせてやつて行くということでいいのではないかと考えております。といいますのは、工場従業員をとるときには、厳密な試験を経るということになりますと、検査官も十分資格を備えた仕事のできる人を当てまして、相当の権限を与え、できるだけ迅速にそういう処置ができるようにならましたいと考えます。

○岡田(五)委員 今の御答弁は御答弁として承つておきますが、こういう法律に書かれますと、おそらく私は少くとも地方通産局長のところまでは行くだらうと思います。そんな必要がなければ、せつから工場検査官という官名をお置きになつておるのでありますから、工場検査官が交付すること、こうお書きになつてもさしつかえないと思はれる。なぜかといいますと、先ほど来承つておりますと、航空機の生産につきましては、部品について一々検査をし、組み立てた飛行機についても検査をする。そして製造証明書を出されることはあります。この製造証明書といふものは、履歴書、経歴書だというお話をありま

す。しかも安全性検査で嚴重な検査をする。履歴書、経歴書でありまするならば、りつばな工場検査官なら、法律に堂々と工場検査官と出している以上は、むしろ、工場検査官が交付するようにならざる必要があるのではないか、かような点につきまして、せつかく飛行機はできたとしても、その履歴書を書くだけに各官庁をずっと通すだけでも、また様式が非常にやかましいだろうと思うのでありますが、通すのにさえも非常に手間がかかるのに、出したら最後、官庁の機構に基いて判を十も二十ももらわなければ交付されない。そうしてやつてはいる、飛行機がりっぱにできたにかかわらず、二十日も一箇月もたつてからもらつたものは履歴書である。一方、耐空証明をもらわなければならぬのだから、こんなことに日々にちを費やすよりも、むしろ耐空証明を先にもらつて、どんぐり飛行機の引渡しもできるということにすることこそ、最近いわれる行政事務の簡素化、また行政事務の能率化を来るものではないか。こういうところを見ますと、この法案は非常に官僚の行き詰さか点々と私には見られるのであります。かように見られまするがゆえに、元ほど來質問いたしまするよう、自由經濟主義の思想は堅持しておると言ふべきですが、あまり航空機の精密性と、安全性を必要とするというりつばな言葉に眩惑をされまして、知らず知らずのうちにお役人の方が行き詰ります。それが法規をつくられておるようになりますが、あれは、あまり航空機の精密性を考慮するのであります。これについて御答弁を求めましても、あるいは意見の相違になるかもしれないと思しますので、以上で私の質問は打ちります。

○本間政府委員 ちよつと非常にい意味の御注意がございましたが、確認書の交付の手続その他につきましては、いろいろ実情に即して考えたいとは思つておりますので、御指摘になりましたような、飛行機ができまして二十日も一箇月も確認書ができるないといふばかりことのないよう処理をいたしたいと思います。

○岡田(五)委員 御答弁を求めませんでしたが、せつから御答弁がありましめたのでつい申し上げなくちゃならないのであります。本間次官なり通産省のお役人の偉い方々は、そういうお気持でそういうようにお進めになるだらうと思ひますが、たとえば製造認してもらいたいという申請につきましても、おそらくむずかしい様式がきまると思うのであります。そういうようなことで、とかく非常に安易に考えがちでございますが、実際において事務が非常に長くなつておるのが行政事務の現在の多くの実態ではないか、かようにな私は懸念いたしましたがために御質問申し上げたのでござりますが、通産次官がおつしやいますように、現実の姿としてなるべくそういうようになりますように、最善の御注意をくれぐれもお願ひいたしまして、私の質問を打ちります。

○黒澤委員長代理 年内君。

○坪内委員 相当時間も経過いたしましたので、簡単に結論のみを二、三點お尋ねいたしたいと思います。その第一点は、ただいま同僚岡田君より航空機の検査行政について、航空法でその基がございまして、結論を得ずして質問が終つたようありますが、航空機の検査行政については、航空法でその基

本精神なり、いろいろな規定が設けられておることは御承知の通りであります。しかるにそのほかに、さらになつて、機械、あるいは航空機用機器について検査を必要とするようになつております。従つてそれらのことについて、岡田君と別な観点から、こういうことについてなぜそういう立法措置をしたのか、その立法趣旨についてお伺いしたいと思うのであります。

○本間政府委員 御承知のように、製造をいたしますもの、あるいは修理をいたしますもので、通産省が許可をいたしますものは、一応届出主義にいたしておられますので、その工場がどういう設備を持つておるか、どういう工程でやつておるか、その設備及び方法はどうしても一応検査をしておく必要があるうかと思いまして、お手元に配付いたしておりますような立法措置にいたしたわけであります。

○坪内委員 その点はどうも納得行かないのです。昨日來の通産省側の御説明によりますと、検査行政につきましては、安全な運航を期するため、そういった生産部門におきまして、も、完全な、厳密な検査をするのだと、いう趣旨であります。この航空機製造法の罰則の規定を見ますと、二十二条にはそれべく罰則の規定がありまして、「第六条第一項、第九条第一項」以下述べてあるのであります。昨日來の通産省側の御意見によるいわゆる精密な、厳選主義的な検査規定で臨むのだ、と、いうことになりますと、この罰則の規定はまさに軽い罰則規定になつておる。私どもはいろいろな関係から罪を犯した場合に、いろいろそれに対する

る罰則規定を設けることはよくわかつておりますが、ただこの罰則規定に基づくところの、第一条の第一項を拾い上げてみますと、製造設備等につきましては、通商産業大臣の検査を受けて合格したものを使わなかつた場合は十万円以下の罰金、あるいは一年以下の懲役といふようにことに相なつております。しかるに航空飛行というものは一旦飛び立しまして、もし事故を起したならば、まつたく待つたなしである。そういうことになりますと、こういう検査も受けない、しかも合格しない、製造関係あるいは修理設備等の関係、あるいは十三条にありますところの製造證明もない航空機器を使用した場合等の関係を考慮いたしますと、飛行機においても、あるいはいろいろな関係で救助される場合もありましよう、あるいは不時着する場合もありましよう、しかし大体今日の世界の航空の事故をながめますと、ほとんどこれは墜落と同時に死んでしまう。先般のもく星号の事故にいたしましても、一名も生存者がない、そういうようなことがありますと、これは明らかに殺人行為以上のことである。従つてこういう性格もしない、あるいは検査もしないといふことに対する罰則が、一年以下の懲役あるいは十万円以下の罰金というようなことでは、昨日來厳密な検査を行ふと言つてゐる通産省側の御意見と、まつたく矛盾しているじやないか、ということを痛切に感ずるものであります。従つてこの辺の関係はどういう考えのものにこういうことになつたのであるか。あるいはこういつた検査なりあるいは合格しないものを使用するような事態が、現実の問題としてある

のかどうかという点をお伺いしたいと思ひます。

○本問政 府委員 お答えを申し上げます。私どもが検査をいたしまする技術上の基準は、昨日から申しますような良品質、良性能、しかも均一性を確保したいという趣旨から決定するつもりでおりますが、御承知のように法制の建前といったしまして、罰則を決定いたしまする場合には、いろいろな罰則の基準がございまして、その基準に従つておると私は了解をいたしております。飛行機をつくりあるいはその他のいろいろな製造工場に従事をいたしまするものは、隠れてやるような性質のものでございませんし、実際の問題としては、御心配のような工場でつくりました飛行機はだれも買う者はないわけでござりますから、そういう御心配はなないものと考えております。従いましてこの罰則は一般的の法制の例にならいまして決定しておるよう了解いたしております。

○坪内委員 そういうふうなお考えであれば、むしろこういう罰則は必要なようになります。現在飛行機を一台つくるにも一億や二億かかる。それにわざか十万円以下の程度の罰金、あるいは一年以下程度の懲役だつたら、むしろ違反を犯してもやるようなことが、往々にしてちまたにあります。たとえば道路使用の違反の料金がわざかだから、料金をとられても道路を使用した方がいいじゃないかといふことで、あえてこれを行ふようなこともあります。今のような御答弁をさしますれば、法三章に基いて、むしろそういう複雑な規定を設ける必要はない、という考え方もいたのであります。

ます。かかるに航空法に基く罰則によりますと、航行中に飛行機を墜落させ、あるいは転覆させるようないろいろな事故を起したような場合には、無期とかあるいは三年以上の懲役に処するような考え方になつております。こういう点と関連して考えますると、むしろこういうふうに飛行機の生産の許可もなく、あるいは合格検査も受けないでやることになると、これは死刑にも値すると思うのであります。そういう航空法の罰則と航空機製造法の罰則の関係が、あまりにも極端な開きがあるのを見発見するのであります。この点につきましては法制意見局の方がおられますから、簡単に御答弁願いたいと思います。

の点もあわせてお尋ねしたいと思いま

す。

○本間政府委員 御指摘がありました

ように、これはどうしても必要なもの

でございますから、そういう方向でい

るものを準備しなければならぬ

と思ひますが、ただいまこういつたよ

うものを出すというところまでまだ

話し合が進んでおりませんので、この

点は御趣旨に沿いましてできるだけ早

く着手いたしたい、こう考えておりま

す。

○満尾委員 私が先ほどお尋ねいたし

ました第八条の確認の点でござります

が、ちょうどいろいろとたゞいた

しまして最後の締めくくりがつかなか

つた。たゞいまの両大臣の御答弁で大

体わかるのでありますけれども、こ

れは法律的にもただ製造過程を確認す

る字義通り事実行為のレコードである

というような意味で考えておるのであ

るか、法制局の方はどういうふうに

お考えになつておりますか、この確

認という行為の効果について御説明を

お願ひいたしたい。

○西村(健)政府委員 お答えいたしま

す。この八条の第二項にありますように、確認という行為はどういうことか

と申しますと、承認を受けた製造設

備、あるいは製造工程、これはおの

の技術上の基準に合致しております。それによつてできたといふことを

たゞ字義通り確認するだけでありま

す。それによつてできたといふことを

確認行為の事実のレコードにすぎない

といふものであれば、これに罰則があ

ざる。おそらくそういうことはいらぬ

のでありますと、その字義通り確認するだけでありま

す。お尋ねの場合は、法による審議会とい

うことです。したがつて、その字義通り

確認するだけでありま

す。

○満尾委員 これは法律をお出しにな

るときに重要な事案を省令に譲つてお

られる場合に、省令の個々の条文まで

は私ども要請しませんけれども、大体

の要綱と申しますか、そういうものは

将来的飛行機の発達という方向をきめ

たいということをお願いします。

別なことをお伺いしますが、いろい

のじやないかというような気がするの

であります。またこの確認の行為を

非常に強くとれば、耐空證明とダブつて

いることをやつて、こういうことに

なりますし、ここらに非常に問題があ

ると私は思います。

別なことをお伺いしますが、いろい

ろな通商産業省令で技術基準もきめ

る、その他いろいろあります。この

省令の大体の大綱というようなもの

はすでに法律案になつております

かどうかをお伺いしたい。もしあれば

その大綱をこちらへまわしていただき

たい、ということをお願いします。

○佐枝政府委員 目下せつかくわれわ

れる方の技術陣によつて研究をしてお

るのであります。まだ事実内容につ

いて具体的に御説明するという段階に

まで来ておりません。

○満尾委員 これは法律をお出しにな

るときには私ども要請しませんけれども、大体

の要綱と申しますか、そういうものは

当然御用意にならなければ、われく

はほんとうに表面だけのことに尽きて

しまうのですが、特に技術水準の制定

なんというのは非常に大きな問題だと

お願いしたい。

○西村(健)政府委員 お答えいたしま

す。この八条の第二項にありますよう

に、確認という行為はどういうことか

と申しますと、承認を受けた製造設

備、あるいは製造工程、これはおの

の技術上の基準に合致しておりま

す。それによつてできたといふことを

確認行為の事実のレコードにすぎない

といふものであれば、これに罰則があ

ざる。おそらくそういうことはいらぬ

のでありますと、その字義通り確認するだけでありま

す。

○本間政府委員 先ほどの関連があり

ますので、私から申し上げますが、設

置法をかえましてその法案のしまいの

方でございますが、航空機生産審議会

といふものをつくるということをいた

しました。

○満尾委員 設置法の中で御用意があ

るそうでありますから、その点は満

足いたします。今度は航空法の関係

になりますが、航空法の第十条に、耐

空證明を出します場合に航空長官が検

査をいたしますときに、その検査員に協

議して指定する通産省の職員に行わせ

ますのは、法令による審議会とい

うことです。したがつて、その字義通り

確認するだけでありま

す。

○本間政府委員 私が先ほど申し上げ

ましたのは、法令による審議会とい

うことです。したがつて、その字義通り

確認するだけでありま

す。

○満尾委員 これは法令による審議会

といふことです。したがつて、その字義通り

確認するだけでありま

す。

○本間政府委員 先ほどの関連があり

ます。これはせんだつての閣議の妥協

案と申しますか、この中に大体出てい

ますか、人を任命いたしまして、そ

うして民間のエキスパートの意見も十分

聞いて聞きまして、そしてこれは決定を

しなければならぬというふうに考えて

おります。

意味を申し上げたのではないのであり

ます。これはせんだつての閣議の妥協

案と申しますか、この中に大体出てい

ますか、人を任命いたしまして、そ

うして民間のエキスパートの意見も十分

聞いて聞きまして、そしてこれは決定を

しなければならぬというふうに考えて

おります。

意味を申し上げたのではないのであります。

これはせんだつての閣議の妥協

案と申しますか、この中に大体出てい

ますか、人を任命いたしまして、そ

うして民間のエキスパートの意見も十分

聞いて聞きまして、そしてこれは決定を

しなければならぬというふうに考えて

おります。

意味を申し上げたのではないのであります。

これはせんだつての閣議の妥協

案と申しますか、この中に大体出てい

ますか、人を任命いたしまして、そ

うして民間のエキスパートの意見も十分

聞いて聞きまして、そしてこれは決定を

しなければならぬというふうに考えて

おります。

意味を申し上げたのではないのであります。

これはせんだつての閣議の妥協

案と申しますか、この中に大体出てい

ますか、人を任命いたしまして、そ

うして民間のエキスパートの意見も十分

聞いて聞きまして、そしてこれは決定を

しなければならぬというふうに考えて

るわけでございますが、この辺の調整

ということはどういうふうに相なるものでございましょう。

○本間政府委員 先ほど私が間違つて

御答弁申し上げましたが、今航空庁長官の申された通りだと考えます。

○満尾委員 その間の調整をお伺いし

たわけです。

○本間政府委員 生産を通産省が担当

いたしますわけでござりますので、たび／＼問題にもなりましたように、できるだけ製造事業者の方にめんどう

を少くしたいというような考慮から、

閣議の裁定案では製造過程における耐空証明は通産省の職員を使ってやる、

こういうふうに閣議の裁定がなつてお

るものと私は解釈いたしております。

○満尾委員 今度は大局的に一言お尋ねをしてみたいと思いますが、同僚議

員の熱心な審議によりまして、いろい

ろな点が明確になりましたとして、大臣

お伺いいたしたいのであります。

まだ通産大臣が飛行機の製造事業に

対しまして、その公の立場においてこ

れにタッチして行かれるというお立場

は、大体二つあるだろう。一つは公益

上の見地からこれにある程度干渉す

る、利用者その他の安全性を確保する

という意味の公益上の干渉が一つの立

場だと思うのであります。第二の立場

は、私はわが国の産業構成の建前から

いたしまして、飛行機の製造事業とい

うものを大いに推進して行きたいとい

う助長政策的な見地からの立場と二つあると思うのであります。大体

さように心得てよろしくございますか。そのほかにも私どもの気のつかないお立場がおありなのでしょうか、お

伺いたしました。

○高橋國務大臣 お言葉の通りであります。

○満尾委員 そういたしますと、第一の公衆の利益を確保する公益上の見

地からする問題は、大体運輸大臣の行

います。問題は第二のわが国の産

業構成の建前からして、航空機事業と

いうものはどうしてもこれを盛大にし

て行きたいというその立場と二つある

わけです。ところが今回のこの法律を

考えてみると、公益上の見地の安

全性の確保は大体航空機に譲つて十分

だと考えられる。航空機の製造事業と

いうものは、第二の助長行政の見地に

もつぱらその分野を求むべきではなか

ろうかと思うのであります。実際

の法案を拝見してみると、この法律の

中に盛られておることは、その点の二

つの見地が互い違いになつております。あべこべになつております、こ

こに書いてある条文は、ことごとく業

者の仕事をある程度国がエックして

確認して行くのだ、お前あやふやな仕

事をするのではないかといふわけでチ

ーックをする。国家の公益上の立場に

立たれる条文だけが出ておつて、これ

を助長して行く、わが国の産業構成をり

っぱにして行きたいというお立場のこ

とは一つも出ておらぬのです。先ほど

お伺いいたしましたが、

結局今回の法律は二つの重大な立場を

はすかいに互い違いにとり違えている

感が非常に深いのであります。通

産大臣はさうなふうの御感覚にはございません

らないかどうか、お伺いいたした

ております。これは非常に意見があ

りましたが、その点は私は率直に認め

ます。これは先刻も私が申し上げまし

たように、その面は今非常に熱心に研

究いたしておりますので、将来そういう

ふうに持つて行きたいと存じます。

○満尾委員 私は別に統制経済を謳歌

するものでも何でもないのであります

けれども、わが国の戦前におきまし

て、重要産業について相当いろいろ

許可制をとつた、事業法をたくさん制

定しておつた。戦後になつていろいろ

情勢はかわりましたけれども、日本の

経済を推進する立場から、これらの産

業に対する政府としての積極的な動き

をやろうということは、一概にこれは

非難すべきではないかと思つておるの

です。しかしながら戦前に石油でもそ

うだつたし、いろいろなものがあつた。ところが特に飛行機だけ取上げて

おやりになる。他の産業についても同

様のお考えを持つておられるか、特に

お出しになるお考えなのか。当然飛行

機の製造事業法案といふものをおつくり

になつてたとえばほかの戦前にあつ

たような他の業種に対しては、当分お

機の製造事業法案といふものをおつくり

になつてたとえばほかの戦前にあつ

たような他の業種に対しては、当分お

機の製造事業法案といふものをおつくり

になつてたとえばほかの戦前にあつ

たような他の業種に対しては、当分お

機の製造事業法案といふものをおつくり

になつてたとえばほかの戦前にあつ

ないし、ちょっとやそつとで製造事業

が誕生しようとも思われない客觀情勢

でもございますし、かりにそういう

将来そういうようなお考えをお持ちに

なるお考えはないかどうか、伺つてお

きたいと思います。

○高橋國務大臣 そこは非常に意見が

基盤があつたにいたしましても、他の

産業と比べて飛行機だけを先に通産大

臣が取上げねばならぬという立場はな

い。もちろんその助長行政の面をお感

りになつて、これに補助金をやると

助長せられることが、有効にして適切

だと私は思うのであります。大臣は

将来そういうようなお考えをお持ちに

違うのです。許可制で行くべきか、届

出制で行くべきか、これは省内でもい

う結論に達したわけなんです。

○高橋國務大臣 それは監督のことばかり

をお考えになるから、届出制にして監

督を厳重にしようということになるの

だが、私の考えでは、この産業をほん

とうに腰を入れて育成して行きたいと

思えば、届出制では、めんどうを見るこ

との方が多かろうと思う。届出制であ

る以上はどん／＼出て来るのを制限す

ることができない。そうして出て来た

ものを、ピンからキリまでいろいろ

手をひっぱり、足をひっぱりすればば

るほど結局不徹底な政策になるとい

うことができない。それからもう一つ、大臣

は前に言葉を濁しておられたが、将来

手をひっぱり、足をひっぱりすればば

るほど結局不徹底な政策になるとい

うことができない。それからもう一つ、大臣

は前に言葉を濁しておられたが、将来

手をひっぱり、足をひっぱりすればば

るほど結局不徹底な政策になるとい

うことができない。それからもう一つ、大臣

は前に言葉を濁しておられたが、将来

手をひっぱり、足をひっぱりすればば

るほど結局不徹底な政策になるとい

うことができない。それからもう一つ、大臣

は前に言葉を濁しておられたが、将来

手をひっぱり、足をひっぱりすればば

れませんが、むしろ率直に、将来の航空事業に対するわが国の政策はこれこれ、外國資本との提携、あるいは提携の限度はかように考えておるのだと言われる方がよろしくはないかと私は思ふのであります。が、あえて大臣にお伺いいたしたい。

（高橋田義太田）将来外資との提携をして航空機製造が起るというような場合も起るかもしれません。これは私まだ個人の意見であります、そういう場合にも、資本関係を、外国資本の指導権が及ぶような組織には私は賛成をようしないのです。これはまだ政府の意見がそこにある、うつさぬ、

くて、私個人の意見であります。
○本間政府委員 先ほど満尾委員から
例の届出制に対する御批判があつたの
でございますが、これは御承知のように
に、非常な資本と設備がいりますの
で、届出主義にいたしましてもそう置
立するというようなことは実際上ない
のであります。今日許可主義にいたし
まして、そういう意欲のあるものを一
方において押えて行くということもい
かがかと思いまして、一応届出制にい
たしまして、そしてそれをやろうとす
る事業設備、方法につきましては検査
を要するということにいたしたのであ
りますから、この主義で参りまして、
めんどうを見ることが不徹底になると
いう心配はないのではないかといふよ
うに実は私考えておりますので、考え
ております意見だけを率直に申し上
げまして、御了承を得たいと思いま

和、川崎あるいは中島、川西、三菱、慶知等、いわゆる航空機五社と言われておりますが、今読んだのは六つありますけれども、こういうようなものは最近どうなつてゐるか、この現状を知りたい。一番目は、資本的にはどこが一番有利であるかということ。三番目には、設備はどこが有利であつて、設備として残つてゐる現況は一体どうなつておるか。それから四番目には、これらの会社のうちで技術的にはどこが有利であるか。それから五番目には、さきの昔航空機五社と言われたもの、あるいはそれ以外にあるところの親工場から下請工場に出しておつたその下請工場の現状はどうなつておるかということ。それからその当時親工場並びに下請工場において使用されておりましたところの被用者、いわゆる工具、そういう人たちとは一体今どうなつておること。それからその当時親工場になつておるかということ。それから七番目には、設備、建物にはどのくらい今後かかるかということ。この設備、建物とは、今あるものをやりかえる場

○黒澤委員長代理 資料の点に対しても、閣僚政府間に申し入れまして、出させるよういたしました。

○横田委員 これがから質問しまして——よその人が時間を食つてしまつて、こつちが当然質問すべきことを与党以外の党として質問しておられないので、妙な時間的な割合に追い込まれまして、ほかの人にも迷惑をかける。ことに連記の人たちや、事務の方に迷惑をかけるから、私はやりたくない。だから、これは必ず次の機会にやつしておくれです。お願いする場合に——聞くところによりますと、運輸委員会はあす、あさつて、金融日と土曜日には東京近郊に視察に行かれるということを聞いておる。そういたしまして、来週になる。ところが、これも申立てますと、この法案はまだ

法案の自由党的力づけの質問ならと
かく、それ以外の法案についてやら
たところの自由党的その緊張ぶり、
重ぶりにはわれ／＼は驚き入つて
る。だから、ぜひとも連合審査をや
てもらいたい。これは共産党だけの
見じやありませんから、ぜひやつて
らいたいということをお願いします。
そうでなかつたならば、きょうの委
長は非常に不手ぎわなので、与党議
の発言を抑えずにする／＼とやつた
ですから、その責任は委員長代理で
あるところの黒澤氏が負うべきである
ことはひとつはつきり言つておき
ます。

し日大に ま、あの員員。も意つい慎れも

案と連合審査で、通産と運輸、これについて相当の質問があるのであります。私は通産委員会に所属しておりますから、航空機製造法案の方は通産委員会でやるよう了解を得ておつた。しかし航空機製造法案については大体十七問あるのです。それは非常に時間的にできないような条件に追い込まれている。従いまして、これは後ほどにもう一回連合審査を開いてもらえるからも見えないかといふことをまず委員長に伺いたい。同時に、航空機製造法案の審議に際しまして、まず八項目の資料がほしい、それを要請しておきます。これも返事

合、あるいは今のものがだめであるならば、新しく建てる、新しく建てるとすれば、一体どういうようにやつて行くのか。そういうふうな場合には、今あるものだけではだめだから、これに對してはこれだけのものをこしらえなければならぬというものがあるのかどうか。それからこれらの中に再使用に耐えるものがあるかどうか。これで大体八つです。これについて資料をもらいたいのですが、資料を出してもらえるかどうかということと、それから連合審査をやつてもらえるか、もらえないかと、いうことが、私が今第一に委員会の法案の審議のうちにおいてまれ見るほど与党自由党議員の質問がんであつた。これは共産党を弾圧す週の月曜日か、火曜日に上げたいとつておる。これは實際上やれるわけがない。しかしこれは法案を見ておりすと、また審議の状況を聞いておりすと、与党の坪内委員の御発言の中もありましたように、これは別に角法案ではないのですから、どうして曜日、火曜日に上げなければならなかかと、いうことが疑問になつて来る。しかも今度の質問に対しましては、から、ゆつくりとやつてもらいたい。

る盛だ国。だい月ぐにままは言